

個別事項(その1)

働き方改革の推進

1. 働き方改革の推進に係る取組について
2. 診療報酬における働き方改革に向けたこれまでの取組について

医師の働き方改革に関する経緯

これまでの経緯

□ 「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）

「医師については、時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要である。具体的には、改正法の施行期日（※平成31年4月1日）の5年後を目途に規制を適用することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る。」

□ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年7月6日 公布）

時間外労働の上限規制に関し、大企業は平成31年4月より、中小企業は令和2年4月より適用。医師については、令和6年4月から適用。

□ 厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」報告書とりまとめ（平成31年3月28日）

平成29年8月2日より22回開催し、医師の時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について取りまとめ。

⇒ 「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を令和元年7月5日に立ち上げ。

⇒ 「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」を令和元年10月23日に立ち上げ。

議論の状況

- 医師の働き方改革の推進に関する検討会（令和元年7月～現在 計12回 第11回において中間とりまとめ）
- 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会（令和元年10月～現在 計7回 第7回において議論の整理）

改正の趣旨

(令和3年2月2日 法案閣議決定、令和3年5月28日 公布)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講すべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

< I. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

< II. 各医療関係職種の専門性の活用>

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日／②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

< III. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【公布日施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

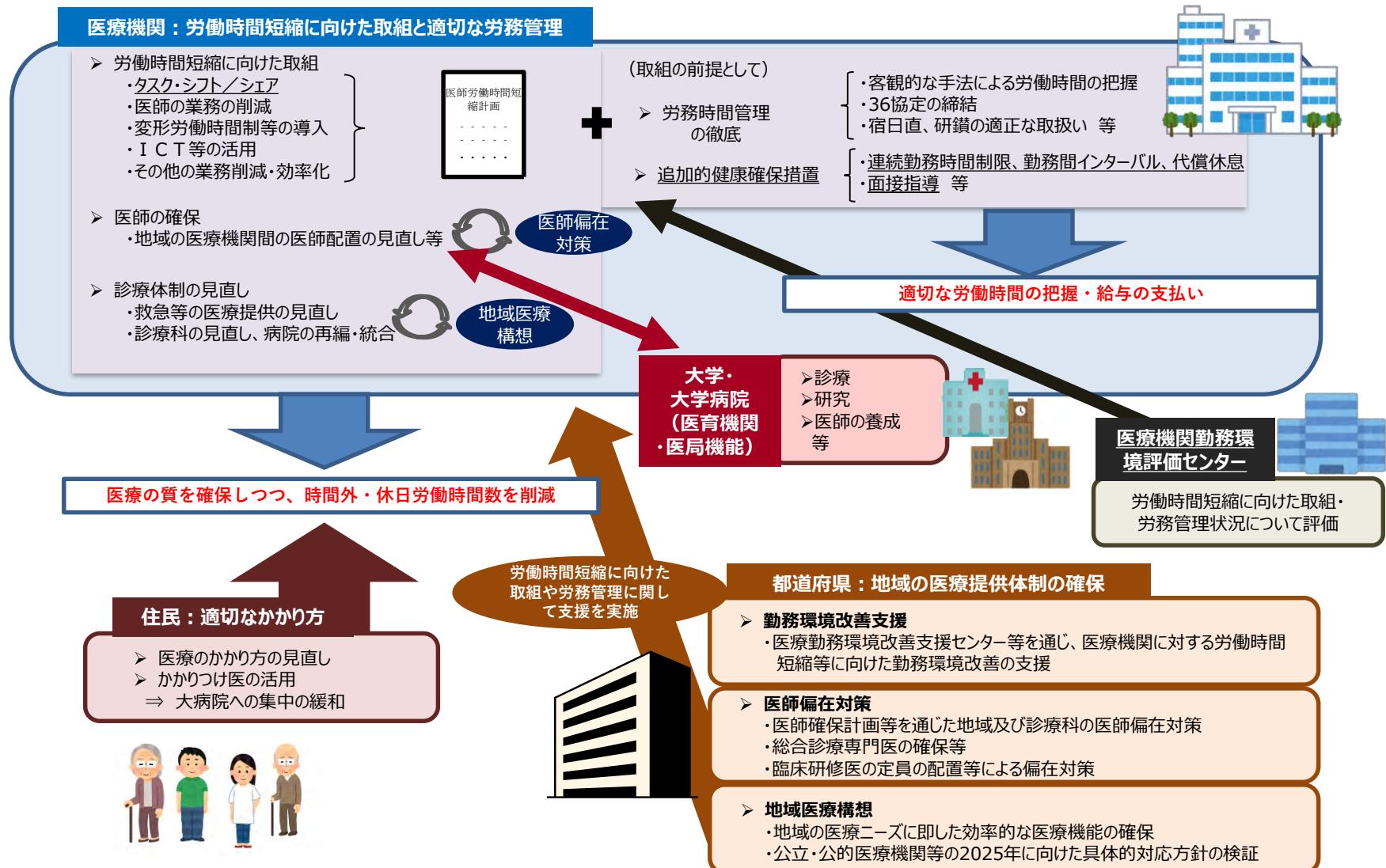
3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法)【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

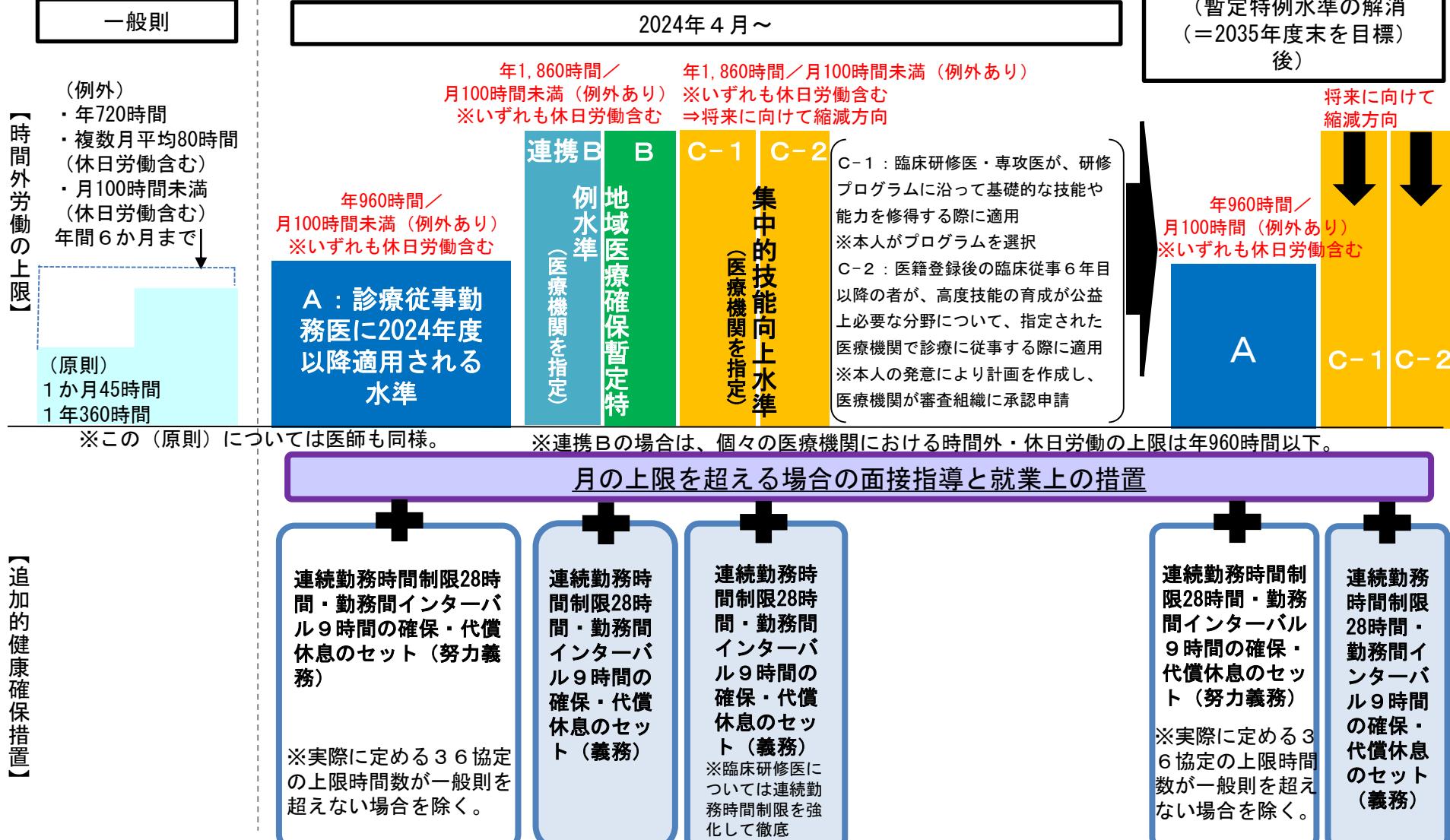
< IV. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

医師の働き方改革の全体像

※下線部は法改正事項

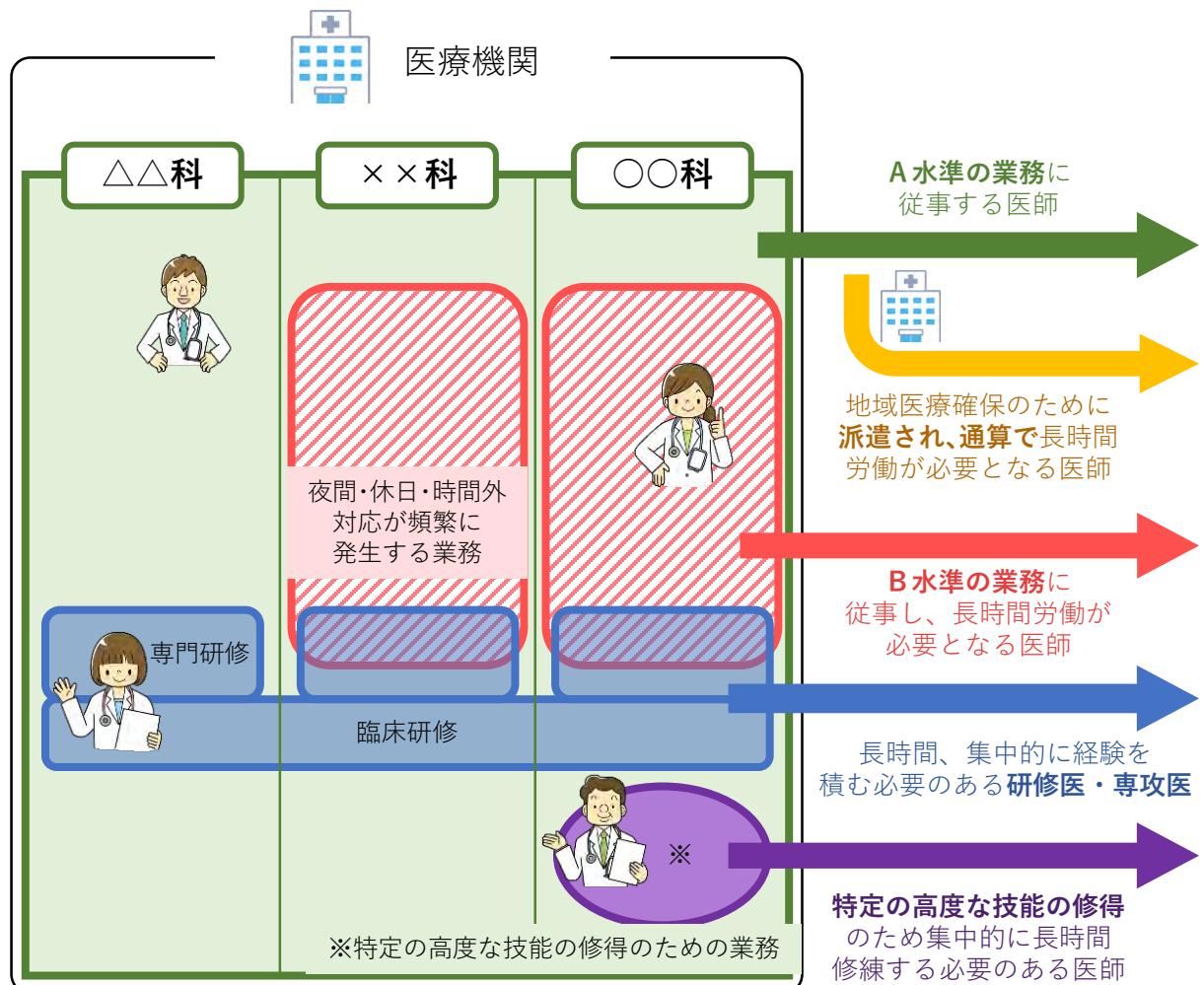


医師の時間外労働規制について



各水準の指定と適用を受ける医師について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される**。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。



*年の時間外・休日労働時間数（簡明さを優先し、詳細は省略）

医療機関に必要な指定	医師に適用される水準	
	36協定で定めることができる時間*	実際に働くことができる時間*(通算)
—	960以下	960以下
連携B	960以下	1,860以下
B	1,860以下	1,860以下
C-1	1,860以下	1,860以下
C-2	1,860以下	1,860以下

この医療機関の例の場合、
→連携B、B、C-1、C-2の4つの指定が必要となる。
(それぞれの指定要件は大部分が共通)

2024年4月に向けたスケジュール

医師についての時間外労働の上限規制の適用開始（改正労働基準法の施行）

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

時短計画案の作成

都道府県の指定を受けようとする場合は、第三者評価を受審する前までに作成

※時間外・休日労働が年960時間を超えている医師がいる医療機関は、時短計画を作成し取り組むよう努め、その時短計画に基づく取組（PDCA）に対して都道府県が支援

連携B水準

B水準

C-1水準

C-2水準

医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価

労働時間実績や時短の取組状況を評価

※第三者評価に関する規定は2022年4月施行

都道府県による特例水準対象医療機関の指定 (医療機関からの申請)

地域医療への影響等を踏まえた都道府県の判断

※都道府県の指定に関する事前準備規定は2022年4月施行

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラムにおける時間外労働時間数の明示

※開始年限は、臨床研修部会等において検討

C-2水準

審査組織による医療機関の個別審査

特定の高度な技能の教育研修環境を審査

※審査組織における審査に関する規定は2022年4月施行

労務管理の一層の適正化・タスクシフト／シェアの推進の取組み

時間外・休日労働が年960時間以下の医師のみの医療機関は都道府県の指定不要

特例水準の指定を受けた医療機関

- 時短計画に基づく取組み
- 特例水準適用者への追加的健康確保措置
- 定期的な時短計画の見直し、評価受審

連携B水準

B水準

C-1水準

C-2水準

※一医療機関は一つ又は複数の水準の指定
※特例水準は、指定の対象となった業務に従事する医師に適用される。

令和3年度予算における医師・医療従事者の働き方改革の推進

124.8億円

- 2040年に向けて総合的な医療提供体制改革を実施していくため、地域医療構想の実現に向けた取組や医師の偏在対策と連携しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくための、実効的な施策を講じる。

■勤務医の労働時間短縮の推進

95.3億円 ※地域医療介護総合確保基金（795.8億円）の内数

勤務医の労働時間短縮を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する、ＩＣＴ等機器、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等をパッケージとして助成を行う。

■働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備

20.1億円

・医療専門職支援人材確保支援事業	0.1億円	・特定行為に係る看護師の研修制度の推進	7.0億円
・Tele-ICU体制整備促進事業	5.5億円	・助産師活用推進事業	0.8億円
・妊産婦モニタリング支援事業	6.5億円	・病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業	0.2億円

■2024年度から医師への時間外労働上限規制導入に伴う、新たな医師の健康確保措置の仕組み等、医師の働き方改革の実現

5.8億円

・医師の労働時間短縮のための「評価機能」(仮称)設置準備	1.5億円	・長時間労働医師への面接指導実施に係る研修事業（新規）	0.1億円
・医療のかかり方普及促進事業	2.2億円	・医療機能の分化・連携に向けた具体的対応方針に対する病院支援事業	1.5億円
・集中的技能向上水準の適用に向けた対応事業	0.5億円		

■組織マネジメント改革の推進等

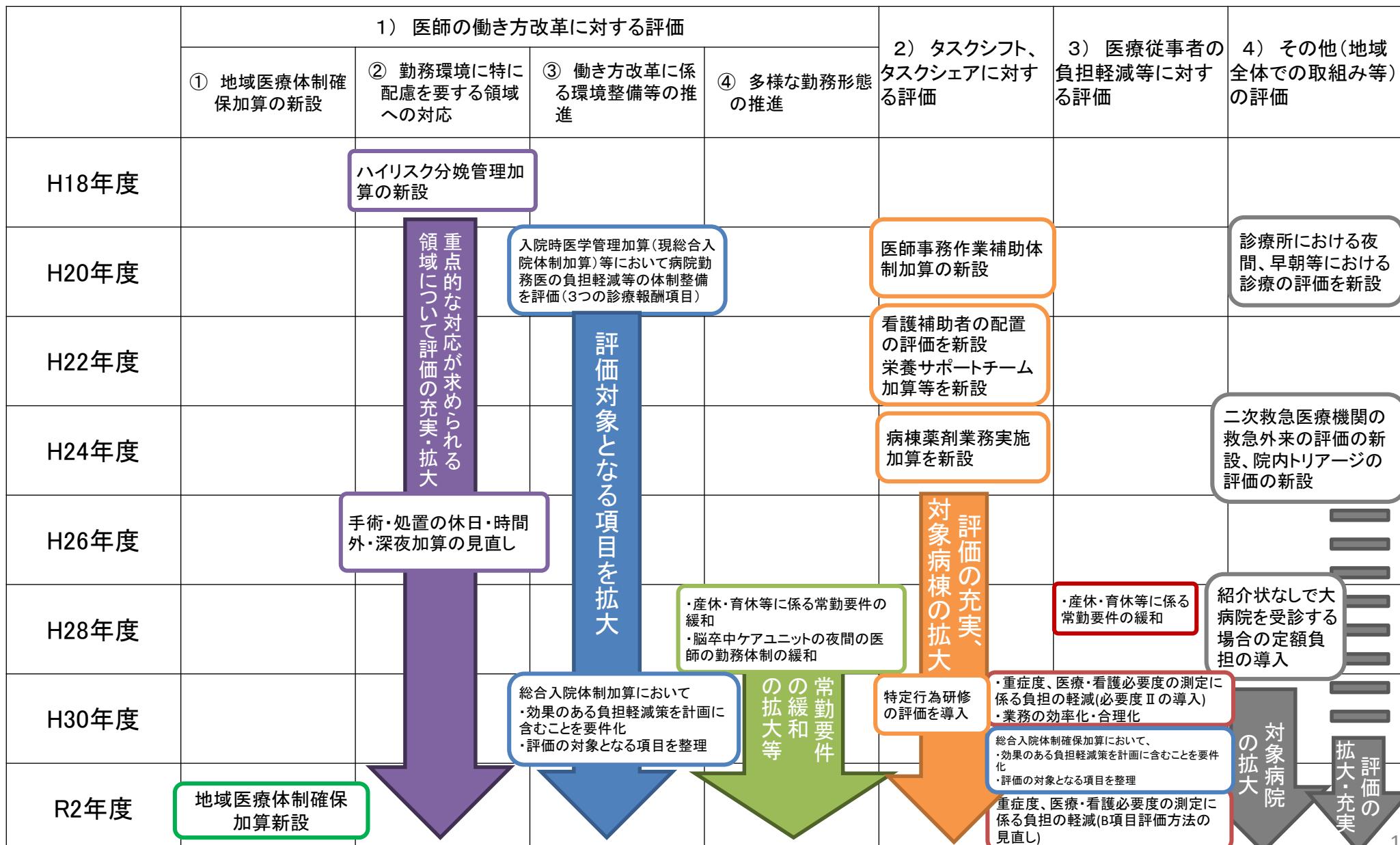
3.6億円

・医療機関管理者を対象としたマネジメント研修	0.4億円	・女性医師支援センター事業	1.4億円
・医療従事者勤務環境改善推進事業	0.1億円	・女性医療職等の働き方支援事業	0.5億円
・医療勤務環境好事例普及展開事業（新規）	0.1億円	・看護業務の効率化に向けた取組の推進	0.3億円
・医師等働き方調査事業	0.4億円	・ICTを活用した医科歯科連携の検証事業	0.3億円

1. 働き方改革の推進に係る取組について
2. 診療報酬における働き方改革に向けたこれまでの取組について

診療報酬における働き方改革に向けたこれまでの取組について

○ 診療報酬における働き方改革に関連した主な改定項目を以下のとおり類型化した。



1) 医師の働き方改革に係る取組への評価について

- ① 地域医療体制確保加算の新設
- ② 勤務環境に特に配慮を要する領域への対応(当直等の負担軽減)
- ③ 働き方改革に係る環境整備等の推進
- ④ 多様な勤務形態の推進

2) タスクシェア・タスクシフトに対する評価について

3) 医療従事者の負担軽減等に対する評価について

4) その他(地域全体での取組み等)の評価について

地域の救急医療体制において重要な機能を担う医療機関に対する評価

- ▶ 地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関について、適切な労務管理等を実施することを前提として、入院医療の提供に係る評価を新設する。

(新) 地域医療体制確保加算 520点(入院初日に限る)

※ 消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応として新設(改定率0.08%、公費126億円分を充当)。



[算定要件]

救急医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、地域医療体制確保加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

[施設基準]

【救急医療に係る実績】

- 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上である(※1)こと。

【病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制】

- 病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者の配置
- 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握
- 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置
- 「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」(※2)の作成、定期的な評価及び見直し
- 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開(当該保険医療機関内に掲示する等)

※1 診療報酬の対象とならない医療機関(B水準相当)を対象として、地域医療介護総合確保基金において、地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関について、医師の労働時間短縮のための体制整備に関する支援を行う。

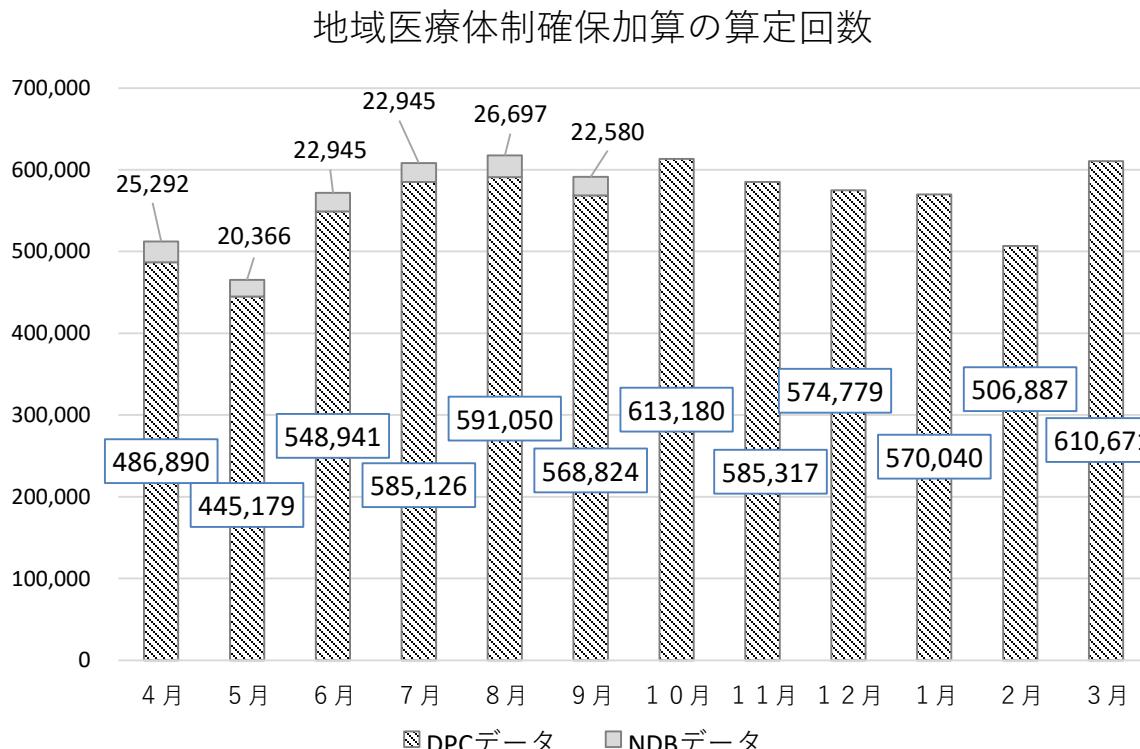
※2 「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」の作成に当たっては、以下ア～キの項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること。

- ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容
- イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ウ 勤務間インターバルの確保
- エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
- キ 短時間正規雇用医師の活用

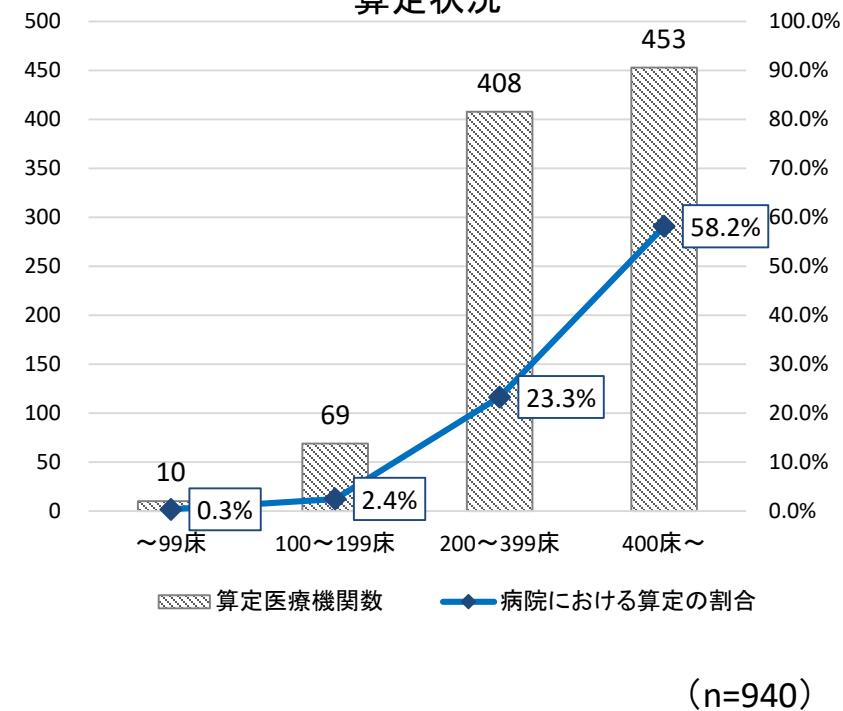


地域医療体制確保加算の算定状況

○ 令和2年度改定において新設した地域医療体制加算の算定回数は各月60万回前後で推移。算定医療機関は直近で940医療機関であった。



病床規模別の地域医療体制確保加算 算定状況



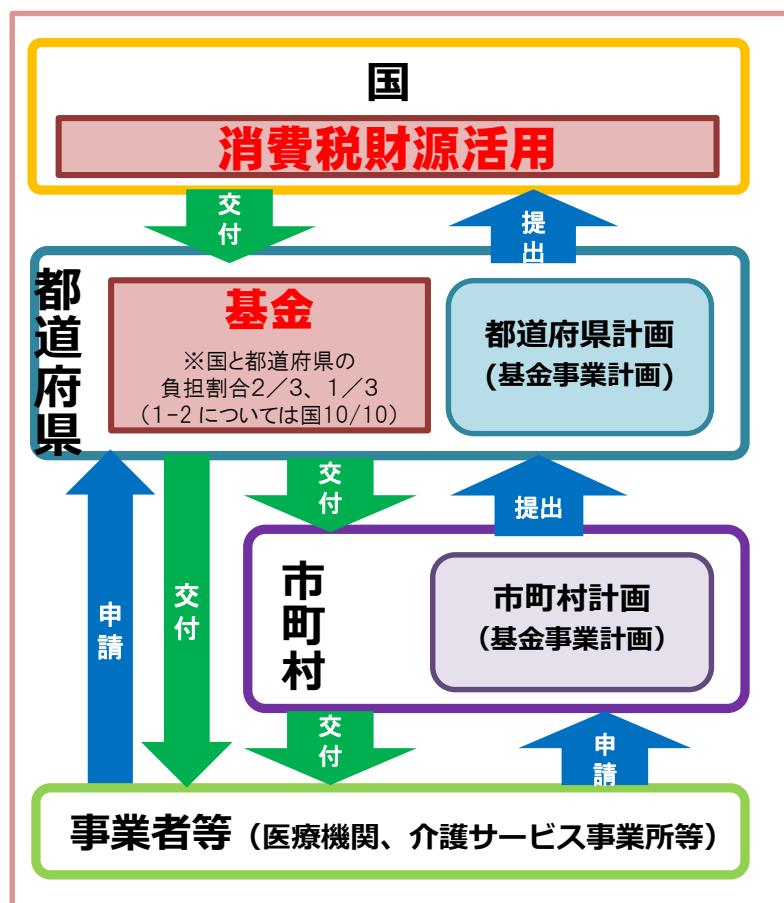
※ 出典 DPCデータ（令和2年4月～令和3年3月診療分）
NDBデータ（令和2年4月～9月診療分）

※ 出典 DPCデータ（令和3年3月）
令和元年医療施設（動態）調査

地域医療介護総合確保基金

令和3年度予算額:公費で2,003億円
(医療分 1,179億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間(原則1年間)／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法※2

※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の労働時間短縮の推進（地域医療介護総合確保基金区分VI）

令和3年度予算額:9,533百万円(公費143億円)

(令和2年度予算額9,533百万円(公費143億円))

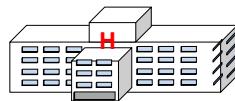
※地域医療介護総合確保基金(医療分)796億円の内数

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、以下の財政的支援を行う。
⇒地域医療の確保を目的として都道府県が医療機関向け補助を実施

地域医療勤務環境改善体制整備事業

補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。
(補助に当たっては客観的要件を設定)



連続勤務時間制限・勤務間インターバル、面接指導などに取り組み、かつ、時短計画を定めるなどを条件に交付する。



医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組の実施

医療機関において医師の労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善のための体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



支援

補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助する。

地域医療介護総合確保基金

【地域医療介護総合確保基金管理運営要領】(抜粋)

別記3 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

2 対象事業

○地域医療勤務環境改善体制整備事業

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

①救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

②救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

③地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

④その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、4の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

- 1) 医師の働き方改革に係る取組への評価について
 - ① 地域医療体制確保加算の新設
 - ② 勤務環境に特に配慮を要する領域への対応(当直等の負担軽減)
 - ③ 働き方改革に係る環境整備等の推進
 - ④ 多様な勤務形態の推進
- 2) タスクシェア・タスクシフトに対する評価について
- 3) 医療従事者の負担軽減等に対する評価について
- 4) その他(地域全体での取組み等)の評価について

勤務環境に特に配慮を要する領域への対応

- 当直等の負担軽減を図る観点から、勤務環境に特に配慮を要する領域への対応として、ハイリスク分娩管理加算の新設(平成18年度改定)や、手術・処置の休日・時間外・深夜加算の要件等の見直し(平成26年度改定)を実施した。

(例)

ハイリスク分娩管理加算

1日につき 3,200点

- ・合併症を有する妊産婦に対する入院中のハイリスク分娩管理を評価。
- ・分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として加算する。

(対象患者)

保険診療の対象となる合併症を有している次に掲げる疾患等の妊産婦

ア～ツ (略)

(主な施設基準)

(1)当該保険医療機関内に、専ら産婦人科又は産科に従事する**常勤の医師が、3名以上配置**されていること。

(2)当該保険医療機関内に、**常勤の助産師が3名以上配置**されていること。

(3)1年間の分娩件数が120件以上 (略)

ハイリスク分娩管理加算算定医療機関数



手術・処置の休日・時間外・深夜加算

(1)休日加算1 所定点数の100分の160に相当する点数

(2)～(4) (略)

- ・勤務医負担軽減等の実施に係る施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関にて、緊急のための休日等における対象患者に対する手術等を評価。
(対象患者)

次に掲げる入院中の患者以外の患者に対する手術。ただし、手術が保険医療機関等の都合により休日等に行われた場合は算定できない。

ア～イ (略)

(主な施設基準)

1～3 (略)

4 **医師の負担軽減及び処遇の改善に資する体制として次の体制を整備**していること。

(1)当該保険医療機関内に医師の負担軽減等に関して提言するための責任者が配置されていること。(2)～(6) (略)

5 **静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について**次のいずれも実施していること。(1)～(2) (略)

6 当該加算を算定している全ての診療科において、**予定手術前日における医師の当直や夜勤に対する配慮**として、次のいずれも実施していること。(1)～(7) (略)

7 当該加算を算定する全ての診療科において、**次のいずれか**を実施していること。

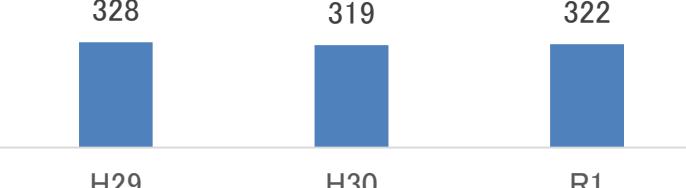
(1)**交替勤務制を導入**しており、以下のアからキまでのいずれも実施していること。

ア～キ (略)

(2)～(3) (略)

8～9 (略)

手術 休日加算算定医療機関数



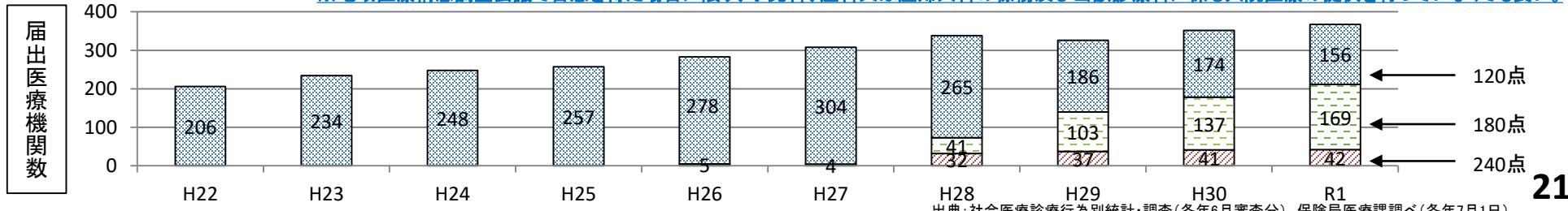
- 1) 医師の働き方改革に係る取組への評価について
 - ① 地域医療体制確保加算の新設
 - ② 勤務環境に特に配慮を要する領域への対応(当直等の負担軽減)
 - ③ 働き方改革に係る環境整備等の推進
 - ④ 多様な勤務形態の推進
- 2) タスクシェア・タスクシフトに対する評価について
- 3) 医療従事者の負担軽減等に対する評価について
- 4) その他(地域全体での取組み等)の評価について

総合入院体制加算の概要①

- 十分な人員配置及び設備等を備え総合的かつ専門的な急性期医療を24時間提供できる体制及び医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制等を評価。

(1日につき／14日以内)	総合入院体制加算1 240点	総合入院体制加算2 180点	総合入院体制加算3 120点
共通の施設基準	- 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜(※)しそれらに係る入院医療を提供している - 全身麻酔による手術件数が年800件以上		
実績要件	ア 人工心肺を用いた手術:40件/年以上 イ 悪性腫瘍手術:400件/年以上 ウ 腹腔鏡下手術:100件/年以上 エ 放射線治療(体外照射法):4,000件/年以上 オ 化学療法:1,000件/年以上 カ 分娩件数:100件/年以上		
救急自動車等による搬送件数	上記の全てを満たす —	上記のうち少なくとも4つ以上を満たす 年間2,000件以上	上記のうち少なくとも2つ以上を満たす —
精神科要件	(共通要件) 精神科につき24時間対応できる体制があること 精神患者の入院受入体制がある 以下のいずれも満たす イ 精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算1の届出 ロ 精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者の入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上		
日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価	○	○	—
救急医療体制	救命救急センター又は高度救命救急センターの設置	2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置	2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置
一般病棟用重症度、医療・看護必要度の該当患者割合(A得点2点以上又はC得点1点以上)	必要度 I :3割5分以上 必要度 II :3割3分以上		
必要度 I :3割2分以上 必要度 II :3割以上			

※地域医療構想調整会議で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていなくても良い。



総合入院体制加算の概要②

- 施設基準に含まれる、医療従事者の勤務環境改善の取組に関する要件は、以下のとおり。

(1日につき／14日以内)	総合入院体制加算1 240点	総合入院体制加算2 180点	総合入院体制加算3 120点
共通の施設基準 (医療従事者の勤務環境改善の取組等)			<p>病院の医療従事者の負担の軽減及び待遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。(中略)</p> <p>ア 当該保険医療機関内に、<u>医療従事者の負担の軽減及び待遇の改善</u>に関し、<u>当該病院に勤務する医療従事者の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者</u>を配置すること。</p> <p>イ 当該保険医療機関内に、<u>多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議</u>(以下この項において「委員会等」という。)を設置し、「医療従事者の負担の軽減及び待遇の改善に資する計画」を作成すること。当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。また、<u>当該委員会等において、当該保険医療機関の管理者が年1回以上出席</u>すること。なお、当該委員会等は、当該保険医療機関における労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条に規定する安全衛生委員会等、既存の委員会を活用することで差し支えない。</p> <p>ウ イの計画は、<u>医療従事者の現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた医療従事者の負担の軽減及び待遇の改善に資する計画</u>とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。</p> <p>エ イの計画には次に掲げる項目のうち少なくとも3項目以上を含んでいること。</p> <p>(イ) <u>外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組</u>(許可病床数が400床以上の病院では、必ず本項目を計画に含むこと。)</p> <p>(ロ) <u>院内保育所の設置</u>(夜間帯の保育や病児保育の実施が含まれることが望ましい。)</p> <p>(ハ) <u>医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減</u></p> <p>(二) <u>医師の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び待遇改善</u></p> <p>(ホ) <u>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる研修を修了した看護師の複数名の配置及び活用による医師の負担軽減</u></p> <p>(ヘ) <u>院内助産又は助産師外来の開設による医師の負担軽減</u></p> <p>(ト) <u>看護補助者の配置による看護職員の負担軽減</u></p> <p>オ 医療従事者の負担の軽減及び待遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。</p>

- 1) 医師の働き方改革に係る取組への評価について
 - ① 地域医療体制確保加算の新設
 - ② 勤務環境に特に配慮を要する領域への対応(当直等の負担軽減)
 - ③ 働き方改革に係る環境整備等の推進
 - ④ 多様な勤務形態の推進
- 2) タスクシェア・タスクシフトに対する評価について
- 3) 医療従事者の負担軽減等に対する評価について
- 4) その他(地域全体での取組み等)の評価について

多様な勤務形態の推進

- 医師等の医療従事者の柔軟な働き方に対応する観点から、常勤配置に係る要件及び専従要件の緩和等を実施してきているほか、脳卒中ケアユニット入院管理料においては医師配置要件の見直し(平成28年度改定)を実施した。

常勤換算の見直し

週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能としている項目について、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算で配置可能としている。

産前産後休業取得時等の対応

施設基準上求められる常勤の従事者が、産前・産後休業及び育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤従事者を常勤換算することで施設基準を満たすことを原則認めている。

育児休業後等の従事者が短時間勤務制度を利用し、正職員として勤務する場合、育児・介護休業法で定める期間は週30時間以上の勤務で常勤扱いとしている。

脳卒中ケアユニット入院医療管理料

- (1)当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いること。ただし、夜間又は休日において、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する医師が、当該保険医療機関の外にいる場合であって、当該医師に対して常時連絡することや、頭部の精細な画像や検査結果を含め診療上必要な情報を直ちに送受信することが可能であり、かつ、当該医師が迅速に判断を行い、必要な場合には当該保険医療機関に赴くことが可能である体制が確保されている時間に限り、当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を3年以上有する専任の医師が常時1名以上いればよいこととする。なお、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に当たっては、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保すること。
- (2)~(10) (略)

医師の配置について

下線太字は令和2年改定事項

医師については、複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とする項目を拡大している。

(対象となる項目)

緩和ケア診療加算、栄養サポートチーム加算、感染防止対策加算 等

専従要件について

専従要件について、専従を求められる業務を実施していない勤務時間において、他の業務に従事できる項目を拡大している。

(対象となる項目)

ウイルス疾患指導料(注2)、障害児(者)リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料

看護師の配置について

看護師については、外来化学療法加算について、非常勤職員でも配置可能としている。

- 1) 医師の働き方改革に係る取組への評価について
 - ① 地域医療体制確保加算の新設
 - ② 勤務環境に特に配慮を要する領域への対応(当直等の負担軽減)
 - ③ 働き方改革に係る環境整備等の推進
 - ④ 多様な勤務形態の推進
- 2) タスクシェア・タスクシフトに対する評価について
- 3) 医療従事者の負担軽減等に対する評価について
- 4) その他(地域全体での取組み等)の評価について

病院勤務医の事務負担の軽減

医師事務作業補助体制加算(平成20年度改定において新設)

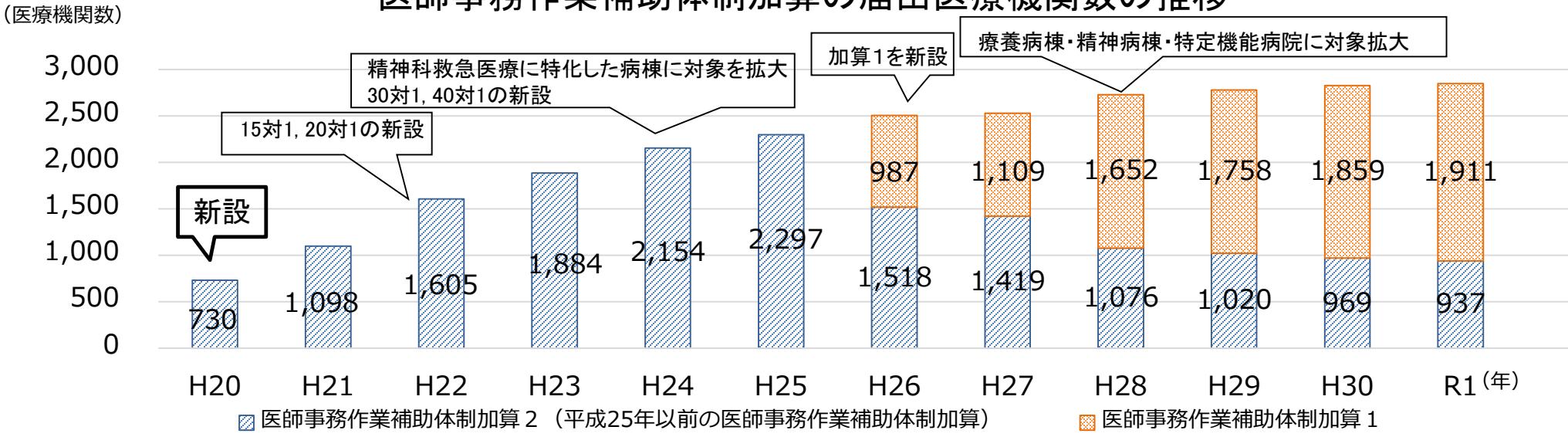
- 勤務医負担軽減計画を策定し、医師の事務作業を補助する専従職員(医師事務作業補助者)を配置している等、病院勤務医の事務作業を軽減する取組を評価。
- 病院勤務医等の負担軽減策として効果があるものについて、複数項目の取組を計画に盛り込む(※)ことが要件となっている。

※ ①(必須)及び②~⑦のうち少なくとも2項目以上

- ① 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容(必須)
- ② 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ③ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)
- ④ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- ⑤ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- ⑥ 交替勤務制・複数主治医制の実施
- ⑦ 短時間正規雇用医師の活用

医師事務作業補助者の配置	点数(加算1／加算2)
15対1	970点／910点
20対1	758点／710点
25対1	630点／590点
30対1	545点／510点
40対1	455点／430点
50対1	375点／355点
75対1	295点／280点
100対1	248点／238点

医師事務作業補助体制加算の届出医療機関数の推移

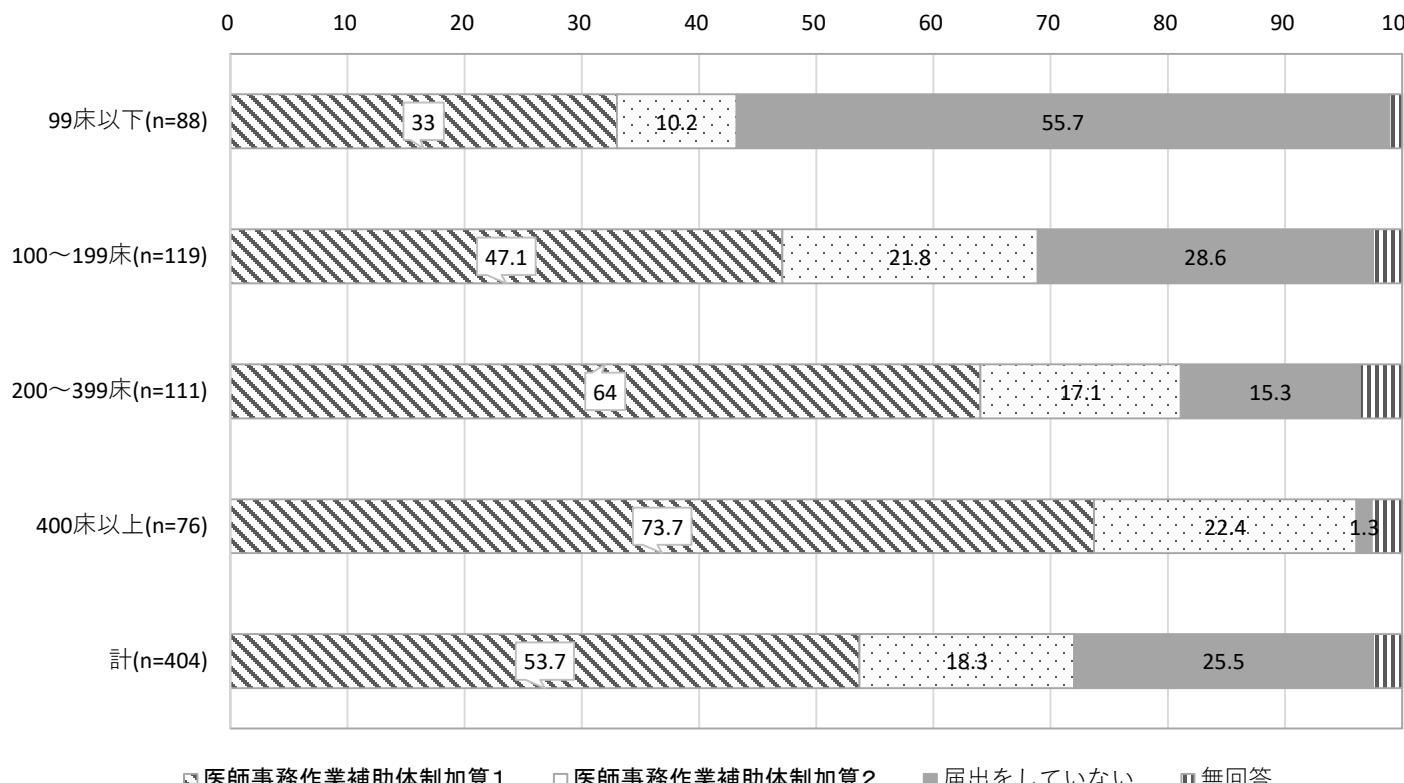


医師事務作業補助体制加算の届出状況

医師事務作業補助体制加算の届出状況をみると、令和2年10月では、「医師事務作業補助体制加算1」53.7%、「医師事務作業補助体制加算2」18.3%および「届出をしていない」が25.5%であった。

病床規模別にみると、「99床以下」では「届出をしていない」(55.7%)、「100～199床以下」「200床～399床」「400床以上」では「医師事務作業補助体制加算1」(47.1%、64.0%、73.7%)が最も多いかった。

医師事務作業補助体制加算の届出状況（病床数別）



出典：令和2年度検証調査

看護職員の負担軽減策の全体像

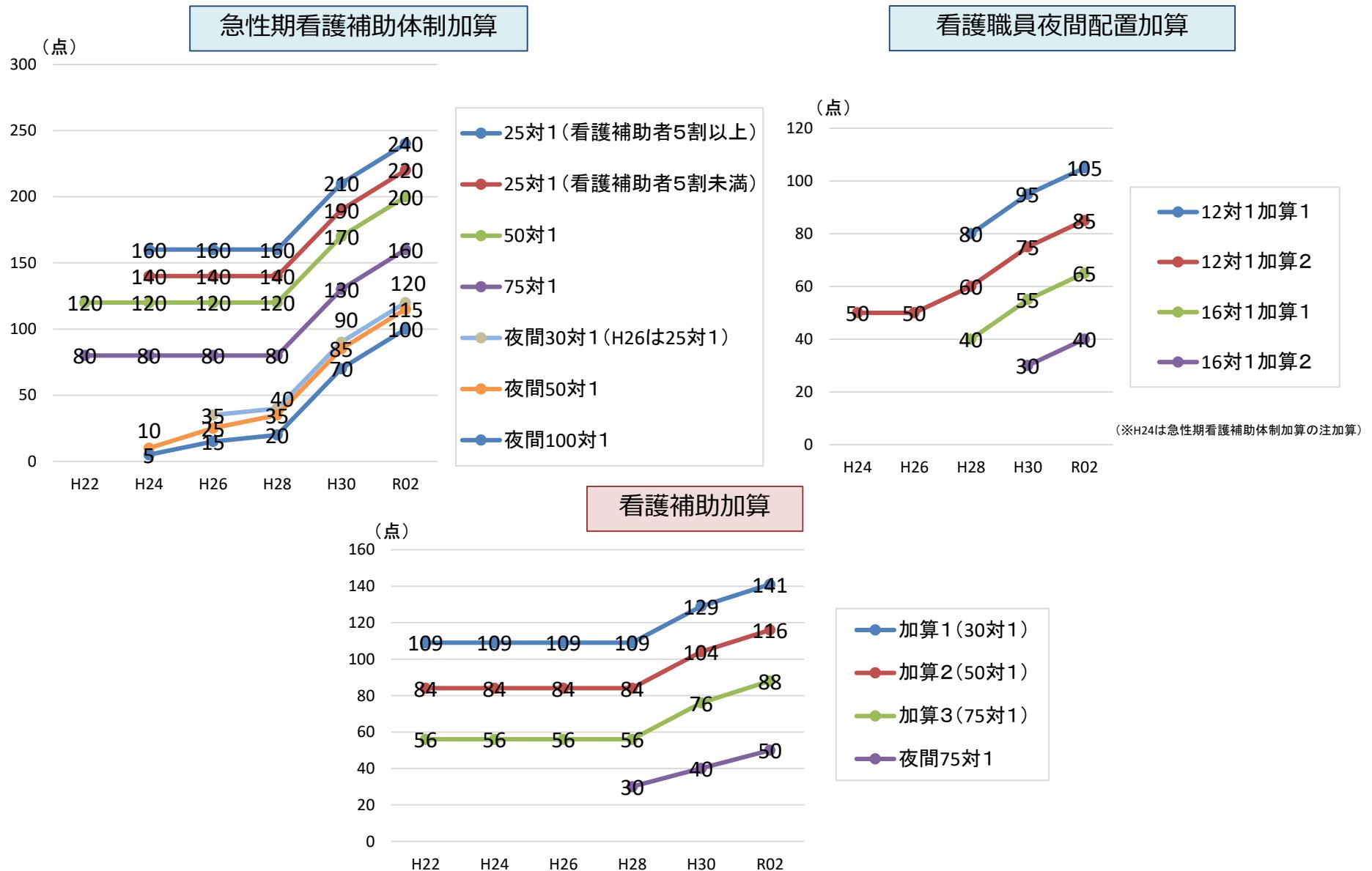
- 看護職員の負担軽減を図るため、診療報酬では、主に夜間の看護体制を充実することに対して評価が行われている。

	急性期	慢性期
夜間の看護体制関係	【急性期看護補助体制加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・急性期一般入院基本料 ・特定機能病院入院基本料（一般病棟） ・専門病院入院基本料（7対1、10対1） 	【看護補助加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域一般入院基本料 ・13対1、15対1、18対1、20対1※ ・障害者施設等入院基本料（7対1、10対1）の注加算 ・特定一般病棟入院料 【看護補助者配置加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料の注加算
	【看護職員夜間配置加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・急性期一般入院基本料 ・特定機能病院入院基本料（一般病棟） ・専門病院入院基本料（7対1、10対1） 	【夜間看護加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・療養病棟入院基本料の注加算 【看護職員夜間配置加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料の注加算 ・精神科救急入院料の注加算 ・精神科救急・合併症入院料の注加算
	【夜間急性期看護補助体制加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・急性期看護補助体制加算の注加算 	【夜間75対1看護補助加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・看護補助加算の注加算（地域一般入院料1又は2、13対1※のみ）
	【夜間看護体制加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・急性期看護補助体制加算の注加算（夜間急性期看護補助体制加算を算定している場合のみ） 	【夜間看護体制加算】 <ul style="list-style-type: none"> ・看護補助加算の注加算 ・障害者施設等入院基本料の注加算
	【夜間看護体制特定日減算】 <ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料 ・専門病院入院基本料 ・結核病棟入院基本料 ・障害者施設等入院基本料 ・精神病棟入院基本料 ・地域包括ケア病棟入院料 	
適切な夜勤時間の管理	【月平均夜勤時間が72時間以下であること】 <ul style="list-style-type: none"> ・病院の入院基本料等の施設基準 	

看護職員の負担軽減策に係る加算等の主な変遷①

	急性期		慢性期
	急性期看護補助体制加算	看護職員夜間配置加算	看護補助加算
H22 改定	・急性期における医師や看護職員の負担軽減、業務分担推進のために新設	-	・(H12新設) ・(加算1は15~20対1、加算2・3は13~20対1入院基本料が対象)
H24 改定	・25対1、夜間50対1、夜間100対1、看護職員夜間配置加算を新設 ・負担軽減・処遇改善の体制整備を要件化	-	・加算1の対象施設に13対1入院基本料も追加(必要度10%以上が要件)
H26 改定	・夜間50対1、夜間100対1の評価を引き上げ ・夜間25対1を新設	・急性期看護補助体制加算の看護職員夜間配置加算を独立	・上記必要度の要件を5%以上に変更 ・負担軽減・処遇改善の体制整備を要件化
H28 改定	・夜間25対1を30対1に変更 ・夜間30対1、夜間50対1、夜間100対1の評価を引き上げ ・夜間看護体制加算を新設 ・定期的な業務範囲の見直しを要件化	・12対1加算2の評価引上げ ・夜間の看護業務の負担軽減に資する業務管理を要件とした12対1加算1と16対1を新設	・夜間75対1、夜間看護体制加算を新設 ・業務範囲見直しを要件化
H30 改定	・全区分の評価を引き上げ ・定期的な業務内容の見直しを要件化 ・身体的拘束を最小化する取組を要件化	・全区分の評価を引き上げ ・16対1加算2を新設	・全区分の評価を引き上げ ・看護補助者の院内研修を要件化 ・定期的な業務内容・業務範囲の見直しを要件化 ・身体的拘束を最小化する取組を要件化 ・各入院料の注加算を新設
R02 改定	・全区分の評価を引き上げ	・全区分の評価を引き上げ ・夜間の看護業務の負担軽減に資する業務管理について、「夜勤後の暦日の休日確保」「ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減」等の項目を追加、夜間院内保育所の要件を変更	・全区分の評価を引き上げ

看護職員の負担軽減策に係る加算等の主な変遷②



入院基本料等の看護補助者に係る加算

区分(配置数)		点数	算定対象病棟	主な要件	
急性期看護補助体制 ※1	25対1 (看護補助者5割以上) 25対1 (看護補助者5割未満) 50対1 75対1	240点 220点 200点 160点	・急性期一般入院基本料 ・特定機能病院入院基本料 (一般病棟) ・専門病院入院基本料の 7対1、10対1	・急性期一般入院料7又は10対1入院基本料 については、重症度、医療・看護必要度Iの基準 を満たす患者が0.7割以上(IIの場合は0.6割 以上)であること※2 ・(共通要件※3)	
	夜間30対1 夜間50対1 夜間100対1 夜間看護体制加算*	120点 115点 100点 60点			
	看護補助加算	【1】30対1以上 【2】50対1以上 【3】75対1以上	141点 116点 88点	・地域一般入院基本料 ・13対1、15対1、18対1、 20対1入院基本料 (療養病棟入院料は除く) ・特定一般病棟入院料	・看護補助加算1を算定する地域一般入院料 1・2又は13対1の病棟については、重症度、 医療・看護必要度Iの基準を満たす患者が0.6 割以上(IIの場合は0.5割以上)であること※2 ・(共通要件※3)
	夜間看護体制加算*		165点※4		
	夜間75対1看護補助加算	夜間75対1以上	50点※5	・地域一般入院料1・2 ・13対1入院基本料	
看護補助加算 14日以内 15~30日以内	30対1以上かつ 夜間75対1以上	141点 116点	障害者施設等入院基本料の 7対1、10対1	・(共通要件※3)	
夜間看護体制加算		150点※4			
夜間看護加算	看護要員16対1以上	45点	療養病棟入院基本料	・ADL区分3の患者の割合が5割以上 ・(共通要件※3) ※療養病棟は看護補助者の配置(20対1)が入院基本料の算定要件	
看護補助配置加算	【1】2名以上 【2】1名以上	25点 15点	有床診療所入院基本料	-	
夜間看護配置加算	【1】夜間の看護要員2名以上 【2】夜間の看護職員1名以上	100点 50点			
看護補助者配置加算	25対1	160点	地域包括ケア病棟入院料	・(共通要件※3)	

(※1) 年間の緊急入院患者200名以上の実績を有する又は総合周産期母子医療センターを設置していること、年間の救急搬送人数の把握をしていること等が必要

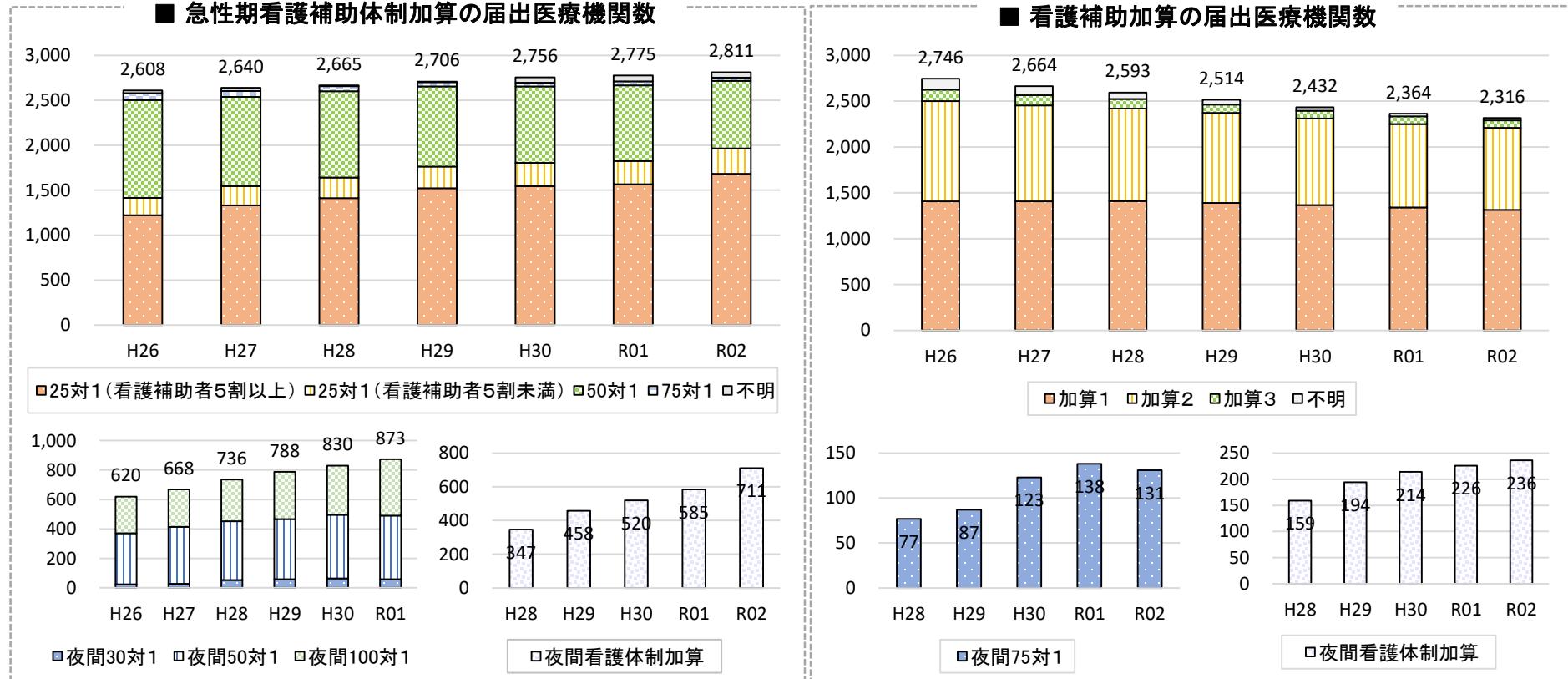
(※2) 基準を満たす患者=一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票で測定した結果、A得点2点以上かつB得点3点以上、A得点3点以上又はC得点1点以上の患者

(※3) 共通要件は、「看護補助者は年1回以上院内研修を受講すること」「看護職員と看護補助者との業務内容・範囲について、年1回以上見直しを行うこと」「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること」「身体的拘束を最小化する取組の実施」

(※4) 入院初日に限り算定 (※5) 20日を限度として算定 *夜間ににおける看護業務の負担軽減に資する業務管理等の実施に係る要件あり

急性期看護補助体制加算及び看護補助加算の届出状況

○ 届出医療機関数は、急性期看護補助体制加算は増加傾向、看護補助加算は減少傾向である。



参考：急性期看護補助体制加算及び看護補助加算に係る留意事項

- 当該病棟において入院基本料等の施設基準に定める必要な数を超えて配置している看護職員については、看護補助者とみなして（みなし看護補助者）計算することができる。
- ただし、夜間急性期看護補助体制加算及び夜間75対1看護補助加算については、みなし看護補助者ではなく、看護補助者の配置を夜勤時間帯に行っている場合にのみ算定できる。

看護職員夜間配置加算の届出状況

- 看護職員夜間配置加算の届出医療機関数は増加傾向である。

■ 看護職員夜間配置加算の届出医療機関数

(施設)

1,200

1,000

800

600

400

200

0

H26

H27

H28

H29

H30

R1

130

405

668

858

986

1,065

看護職員夜間12対1配置加算1 105点
看護職員夜間12対1配置加算2 85点
看護職員夜間16対1配置加算1 65点
看護職員夜間16対1配置加算2 40点

<施設基準>

- ・一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者が、I 7%又はII 6%以上(16対1配置加算2以外)
- ・夜間ににおける看護業務の負担軽減に資する業務管理等を実施(加算1のみ) 等

※平成26年度診療報酬改定において新設

栄養サポートチーム加算の概要

栄養サポートチーム加算 200点（週1回）

栄養管理を要する患者に対して、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合について、週1回に限り、所定の点数を算定する。

【対象患者】

- 栄養サポートチーム加算は、栄養管理計画を策定している患者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当する者について算定できる。
- ア 栄養管理計画に係る栄養スクリーニングの結果、血中アルブミン値が3.0g/dL以下であって、栄養障害を有すると判定された患者
 - イ 経口摂取又は経腸栄養への移行を目的として、現に静脈栄養法を実施している患者
 - ウ 経口摂取への移行を目的として、現に経腸栄養法を実施している患者
 - エ 栄養サポートチームが、栄養治療により改善が見込めると判断した患者

【算定要件】

- 栄養サポートチームは、以下の診療を通じ、栄養状態を改善させ、また、必要に応じて経口摂取への円滑な移行を促進することが必要である。
- ア 栄養状態の改善に係るカンファレンス及び回診が週1回程度開催されており、栄養サポートチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担当する保険医、看護師等が参加している。
 - イ カンファレンス及び回診の結果を踏まえて、当該患者の診療を担当する保険医、看護師等と共同の上で、別紙様式5又はこれに準じた栄養治療実施計画を作成し、その内容を患者等に説明の上交付するとともに、その写しを診療録等に添付する。
 - ウ 栄養治療実施計画に基づいて適切な治療を実施し、適宜フォローアップを行う。
 - エ 治療終了時又は退院・転院時に、治療結果の評価を行い、それを踏まえてチームで終了時指導又は退院時等指導を行い、その内容を別紙様式5又はこれに準じた栄養治療実施報告書として記録し、その写しを患者等に交付するとともに診療録等に添付する。
 - オ 当該患者の退院・転院時に、紹介先保険医療機関等に対して診療情報提供書を作成した場合は、当該報告書を添付する。

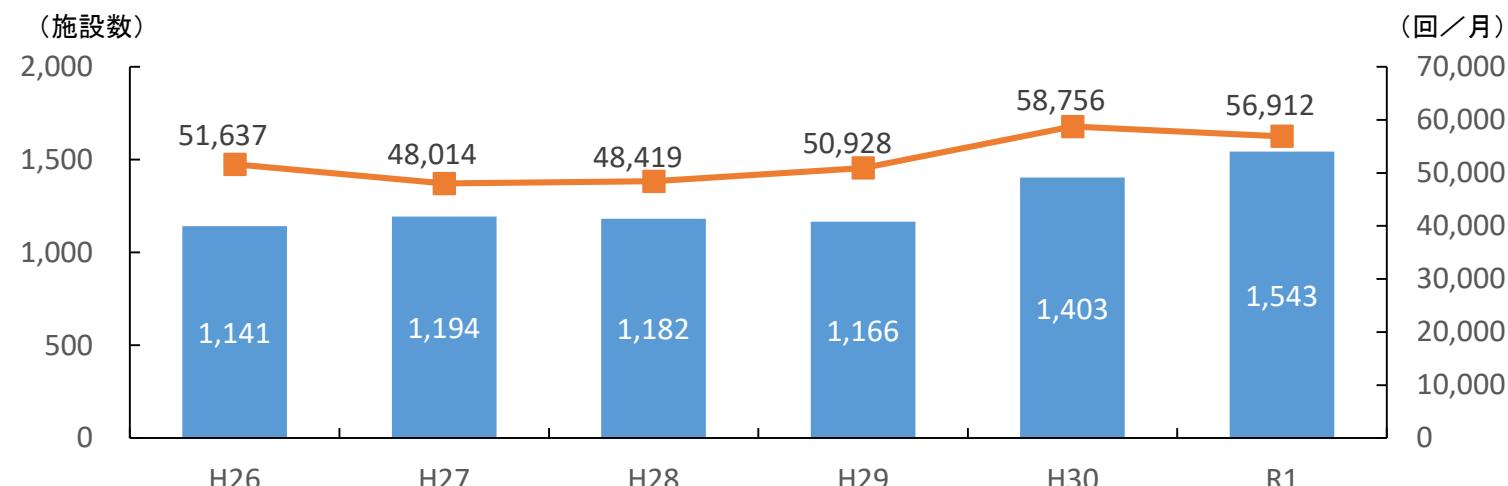


図 栄養サポートチーム加算の届出施設数と算定回数の推移

出典：社会医療診療行為別統計・調査（各年6月審査分）、保険局医療課調べ（各年7月1日）

チーム医療において薬剤師が主体的に関わる業務

- 医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しているため、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが非常に有益である。

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」

(平成22年4月30日付け医政局長通知) (抜粋)

2. 各医療スタッフが実施することができる業務の具体例

(1) 薬剤師

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

- ① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。
- ② 薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間等について、医師に対し、積極的に処方を提案すること。
- ③ 薬物療法を受けている患者（在宅の患者を含む。）に対し、薬学的管理（患者の副作用の状況の把握、服薬指導等）を行うこと。
- ④ 薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき、副作用の発現状況や有効性の確認を行うとともに、医師に対し、必要に応じて薬剤の変更等を提案すること。
- ⑤ 薬物療法の経過等を確認した上で、医師に対し、前回の処方内容と同一の内容の処方を提案すること。
- ⑥ 外来化学療法を受けている患者に対し、医師等と協働してインフォームドコンセントを実施するとともに、薬学的管理を行うこと。
- ⑦ 入院患者の持参薬の内容を確認した上で、医師に対し、服薬計画を提案するなど、当該患者に対する薬学的管理を行うこと。
- ⑧ 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
- ⑨ 抗がん剤等の適切な無菌調製を行うこと。

- 外来診療の場面において、医師の診察前に薬剤師が薬学的観点から患者に確認を行い医師に情報提供することは医師の負担軽減につながることが期待される、とりまとめられている。

薬剤師の本質がもっぱら調剤業務のみに止まることなく、6年間の教育を経て培われた専門的知見を生かし、人材不足に対応しうる効率的で生産性の高い業務にシフトしていくべきである。このため、調剤を主体とした業務構造を変革し、専門職として処方内容を分析し患者や他職種に助言する機能や、薬物療法のプロトコルを策定する機能を強化すべきである。これらを通じ、薬剤業務のプロフェッショナルとして、積極的にチーム医療の一員としてのプレゼンスを発揮すべきである。

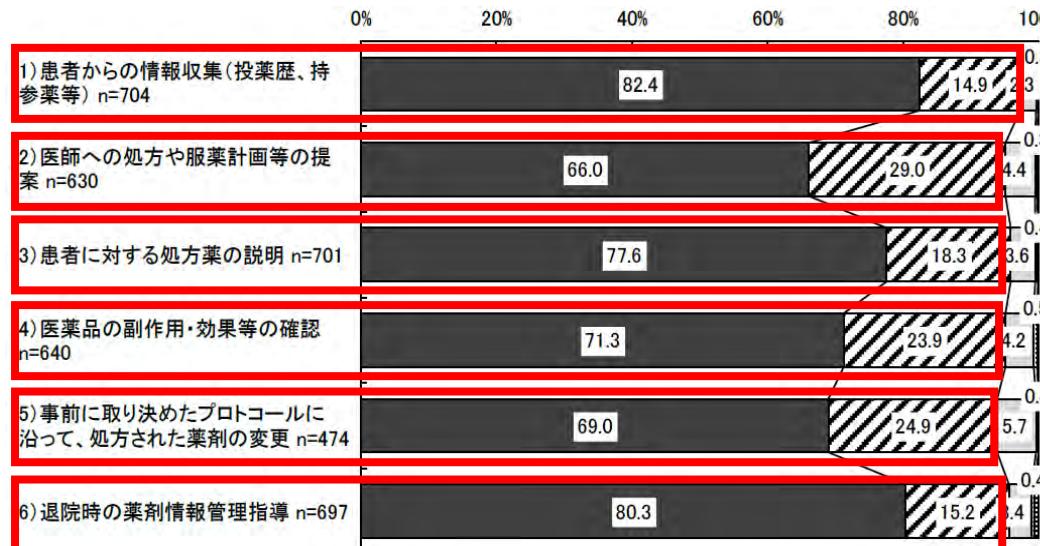
現在、病院においては、薬剤師の病棟配置や他職種との連携などを通じたチーム医療が進められているが、病棟での持参薬管理や服薬管理にとどまらず、医師に対して、治療効果や副作用のモニタリングのための検査の実施を含めた薬物療法の提案を行うことにより、薬物療法の有効性・安全性をさらに向上させていくことが期待される。

さらに、外来診療の場面においても、医師の診察の前に、薬剤師が残薬を含めた服薬状況や、副作用の発現状況等について、薬学的な観点から確認を行うことで、医師の負担軽減につながることが期待される。

病棟における薬剤師の関与の効果及び実施状況（医師調査）

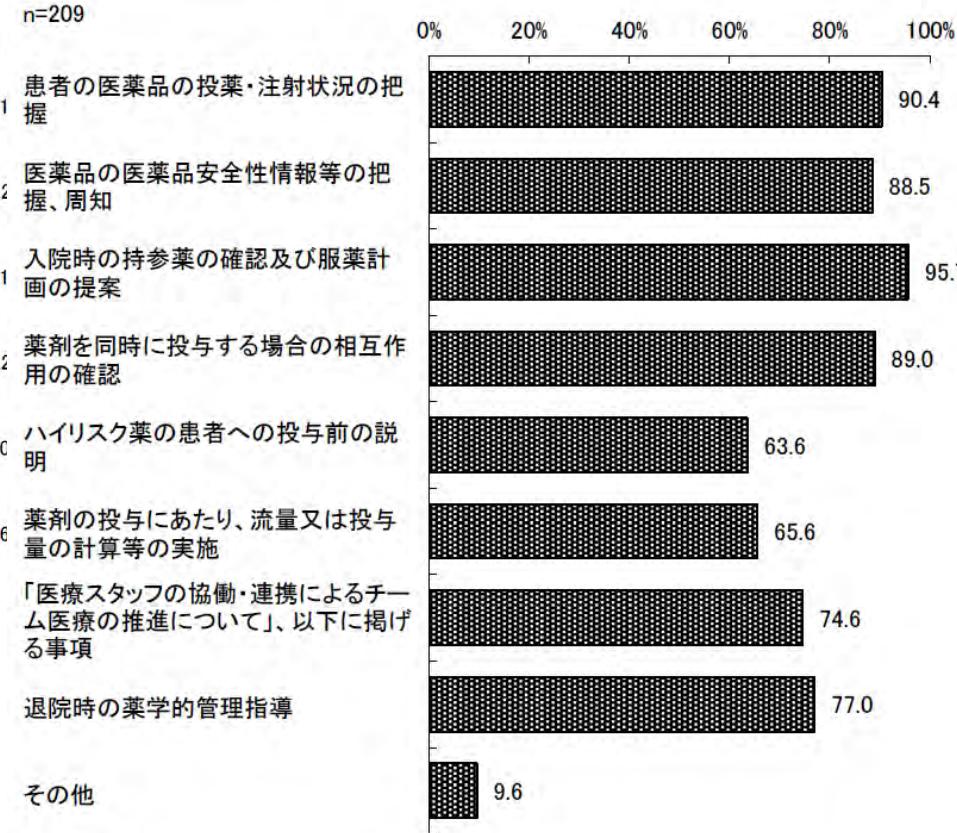
- 病棟薬剤師の配置は医師の負担軽減及び医療の質向上への効果がある、どちらかといえば効果があると医師の9割以上から回答があった。
- 病棟業務実施加算を別途算定することができない患者のみが入院している病棟でも病棟薬剤業務を実施していた。

■ 病棟薬剤師の配置による医師の負担軽減及び医療の質向上への効果



■ 効果がある
□ どちらともいえない
▨ どちらかといえば効果がない
■ 効果がない

■ 病棟薬剤業務実施加算を別途算定することができない患者のみが入院している病棟で病棟薬剤業務として実施していること（複数回答）



薬剤師の病棟業務の評価

病棟薬剤業務実施加算 120点(週1回)/100点(1日につき)

- 薬剤師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務(病棟薬剤業務)を実施していることを評価するもの。

※ 病棟専任の薬剤師が病棟薬剤業務を1病棟又は治療室1週間につき20時間相当以上実施

病棟薬剤業務実施加算1：一般病棟入院料、療養病棟入院料等を算定する病棟が対象

病棟薬剤業務実施加算2：救命救急入院料、特定集中室管理料等を算定する高度急性期医療に係る治療室が対象

薬剤管理指導料 380点/325点(週1回)

- 医師の同意を得て薬剤管理指導記録に基づき、直接服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行ったことを評価するもの。

※ 薬剤管理指導料1：特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者の場合

薬剤管理指導料2：1の患者以外の患者の場合

薬剤総合評価調整加算/薬剤調整加算 100点/150点(退院時1回)

- 入院時のポリファーマシーに対する取組みを評価するもの。

※ 薬剤総合評価調整加算：処方の総合的な評価及び変更の取組を評価

調整加算：減薬に至った場合を評価

退院時薬剤情報管理指導料・連携加算 90点/60点(退院時1回)

- 退院時に直接服薬指導等を行い、地域における継続的な薬学的指導を支援するための情報を提供することを評価するもの。

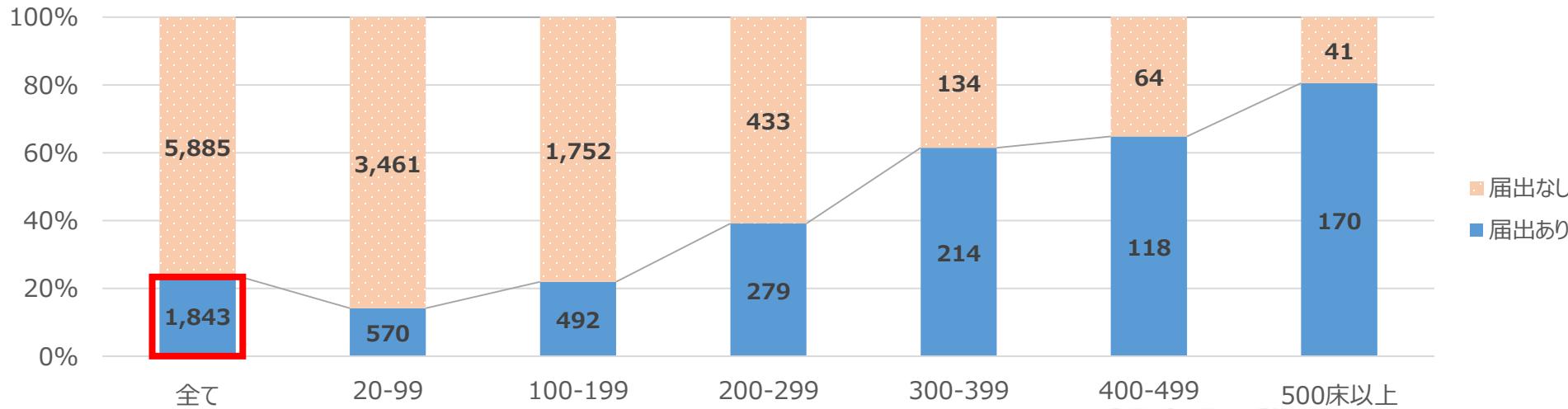
※ 退院時薬剤情報管理指導料：入院時に、必要に応じ保険薬局に照会するなどして薬剤服用歴や患者が持参した医薬品等を確認するとともに、入院中に使用した主な薬剤の名称等について、患者の薬剤服用歴が経時に管理できる手帳に記載した上で、患者の退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った場合

連携加算：入院前の内服薬の変更又は中止について、保険薬局に対して、その理由や変更又は中止後の患者の状況を文書により提供した場合

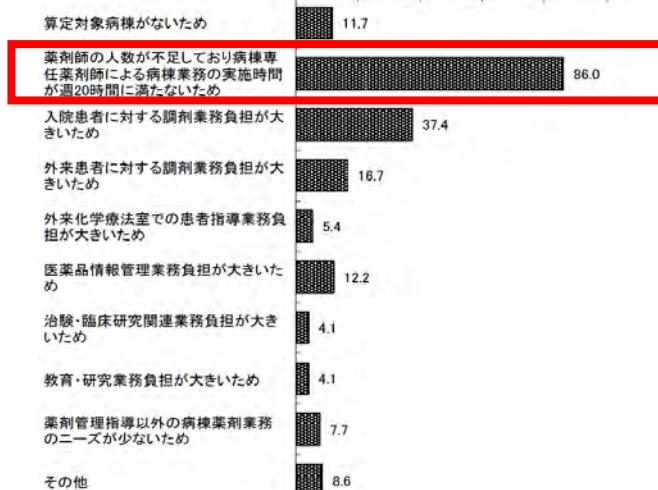
病棟薬剤業務実施加算届出施設数の病床数別の割合等

- 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っている病院は、中小規模病院で少ない。
- 届出をしていない理由としては、「薬剤師の人数が不足しており病棟専任薬剤師による病棟業務実施時間が週20時間に満たないため」が最も多かった。

許可病床規模別の病棟薬剤業務実施加算届出数¹⁾



■ 病棟薬剤業務実施加算の施設基準の届出をしていない理由 (複数回答、n= 222)²⁾

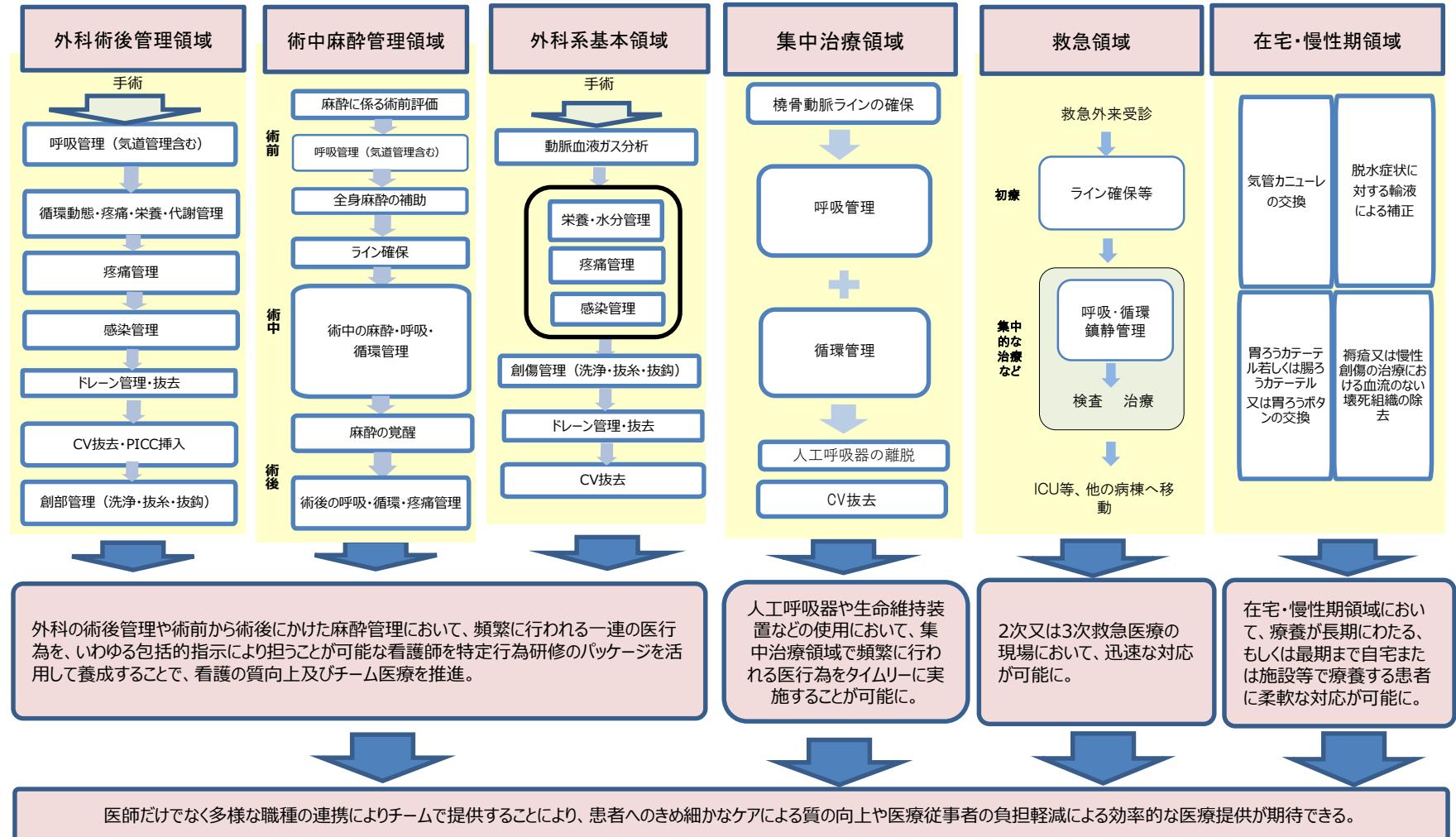


出典：1) 保険局医療課調べ（令和2年7月1日現在の届出状況（速報値））

2) 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査）

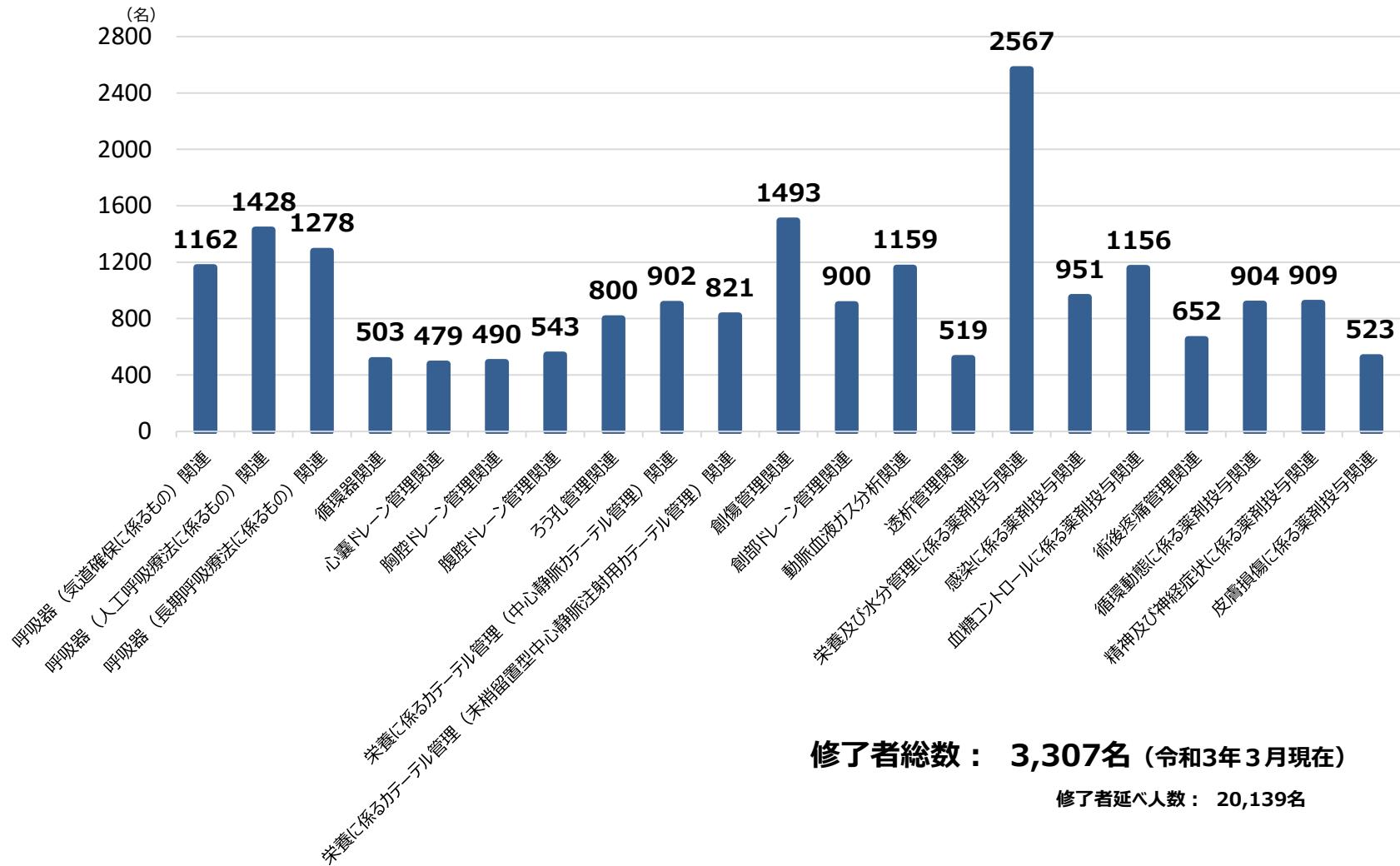
特定行為研修制度のパッケージ化によるタスクシフトについて

- 特定の領域において頻繁に行われる一連の医行為についてパッケージ化し研修することで特定行為研修修了者を確保する。
- 2024年までに特定行為研修パッケージの研修修了者を1万人程度養成することにより、こうしたタスクシフトを担うことが可能である。



(一連の流れの中で特定行為研修修了者がパッケージに含まれる特定行為を手順書にもとづき実施)

特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



診療報酬(平成30年度改定)における特定行為研修の評価

評価項目	特定行為研修において該当する区分
<p>■ B001 糖尿病合併症管理料 糖尿病足病変ハイリスク要因を有する入院中の患者以外の患者であって、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた場合で医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月に1回に限り算定する。 糖尿病合併症管理料の要件である「適切な研修」</p>	<p>以下の2区分とも修了した場合 <input type="radio"/> 創傷管理関連 <input type="radio"/> 血糖コントロールに係る薬剤投与関連</p>
<p>■ B001 糖尿病透析予防指導管理料 糖尿病の患者であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。 糖尿病透析予防指導管理料の看護師の要件である「適切な研修」</p>	<p><input type="radio"/> 血糖コントロールに係る薬剤投与関連</p>
<p>■ C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料 重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の要件である「所定の研修」</p>	<p><input type="radio"/> 創傷管理関連</p>
<p>■ A301 特定集中治療室管理料1及び2 1回の入院について、当該治療室に入院させた連続する期間1回に限り算定できる。対象となる患者は、次に掲げる状態にあって、医師が特定集中治療室管理が必要であると認めた者。 ア 意識障害又は昏睡 イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ウ 急性心不全（心筋梗塞含む） エ 急性薬物中毒 オ ショック 特定集中治療室管理料1及び2の施設基準で求める「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修」</p> <p>力 重篤な代謝障害 キ 広範囲熱傷 ク 大手術後 ケ 救急蘇生後 コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態</p>	<p>以下の8区分をすべて修了した場合 <input type="radio"/> 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 <input type="radio"/> 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 <input type="radio"/> 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 <input type="radio"/> 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 <input type="radio"/> 循環動態に係る薬剤投与関連 <input type="radio"/> 術後疼痛関連 <input type="radio"/> 循環器関連 <input type="radio"/> 精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連</p>

診療報酬(令和2年度改定)における特定行為研修の評価

評価項目	特定行為研修において該当する区分
<p>■ A200 総合入院体制加算 病院の医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること ア～ウ、オ（略）イ「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」には次に挙げる項目のうち少なくとも3項目以上を含んでいること。（イ）～（二）、（ハ）、（ト）（略） （ホ）特定行為研修修了者である看護師の複数名配置及び活用による医師の負担軽減 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する計画の項目の1つ</p>	<p>○特定行為研修修了者である看護師</p> <p>特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修のうち、いずれの区分であっても該当する。また、領域別パッケージ研修も該当する。</p>
<p>■ L010 麻酔管理料Ⅱ 担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施しても差し支えないものとする。また、この場合において、麻酔前後の診察を行った担当医師又は麻酔科榜榜医は、当該診察の内容を当該看護師に共有すること。 麻酔管理料Ⅱの要件である「適切な研修」</p>	<p>以下のいずれかの研修を修了した看護師</p> <p>①術中麻酔管理領域（パッケージ研修） ②以下の6区分をすべて修了した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・動脈血液ガス分析関連 ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ・術後疼痛管理関連 ・循環動態に係る薬剤投与関連
<p>■ C300 特定保険医療材料 在宅における特定保険医療材料の追加 在宅医療において、患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合は、使用した薬剤の費用については薬剤料、特定保険医療材料の費用については特定保険医療材料料により、当該保険医療機関において算定する。</p> <p>011 膀胱瘻用カテーテル 012 交換用胃瘻カテーテル (1) 胃留置型①バンパー型 ア ガイドワイヤーあり ガイドワイヤーなし ②バルーン型 (2) 小腸留置 ①バンパー型 ②一般型 013 局所陰圧閉鎖処置用材料 014 陰圧創傷治療用カートリッジ</p>	<p>特定保険医療材料の算定に関連する特定行為</p> <p>①ろう孔管理関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 ・膀胱ろうカテーテルの交換 <p>②創傷管理関連区分のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創傷に対する陰圧閉鎖療法

- 1) 医師の働き方改革に係る取組への評価について
 - ① 地域医療体制確保加算の新設
 - ② 勤務環境に特に配慮を要する領域への対応(当直等の負担軽減)
 - ③ 働き方改革に係る環境整備等の推進
 - ④ 多様な勤務形態の推進
- 2) タスクシェア・タスクシフトに対する評価について
- 3) 医療従事者の負担軽減等に対する評価について
- 4) その他(地域全体での取組み等)の評価について

重症度、医療・看護必要度の測定に係る負担の軽減

B項目の評価方法の見直し

- ▶ 重症度、医療・看護必要度のB項目について、「患者の状態」と「介助の実施」に分けた評価とし、「評価の手引き」により求めている「根拠となる記録」を不要とする。

B	患者の状態等	患者の状態			×	介助の実施		=	評価
		0点	1点	2点		0	1		
9	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない					点
10	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
11	口腔清潔	自立	要介助			実施なし	実施あり		点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ						点
15	危険行動	ない		ある					点
								B得点	点

A・C項目の評価方法の見直し

- ▶ A項目(専門的な治療・処置のうち薬剤を使用するものに限る)及びC項目について、必要度Ⅰにおいても、レセプト電算処理システム用コードを用いた評価とする。

必要度Ⅱの要件化

- ▶ 許可病床数400床以上の医療機関において、一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1～6に限る)又は特定機能病院入院基本料(一般病棟7対1に限る)について重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いることを要件とする。

【経過措置】

令和2年3月31日時点において現に一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1～6に限る)又は特定機能病院入院基本料(一般病棟7対1に限る)を届け出しているものについては、令和2年9月30までの間に限り、当該基準を満たすものとみなす。

院外研修の見直し

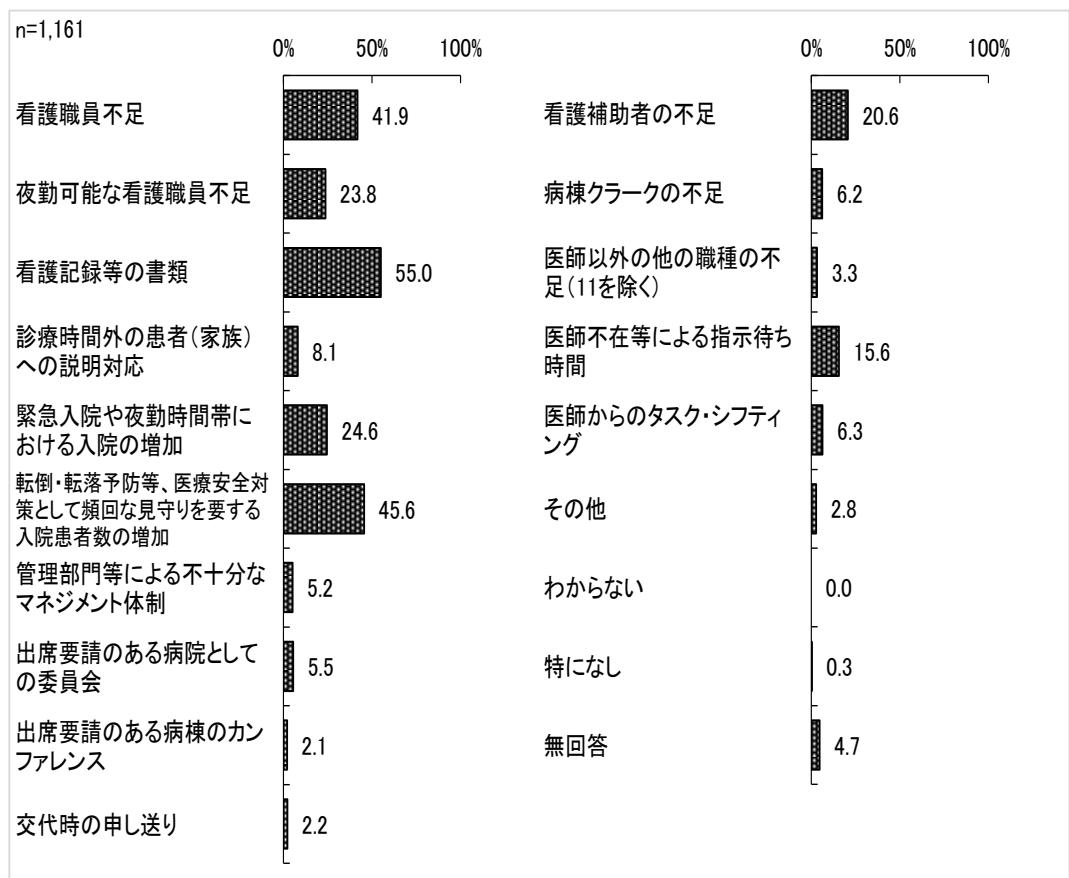
- ▶ 重症度、医療・看護必要度の院内研修の指導者に係る要件について、「所定の(院外)研修を修了したものが行う研修であることが望ましい」との記載を削除する。

※ B項目及び院外研修の見直しについて、特定集中治療室用・ハイケアユニット用の必要度についても同様

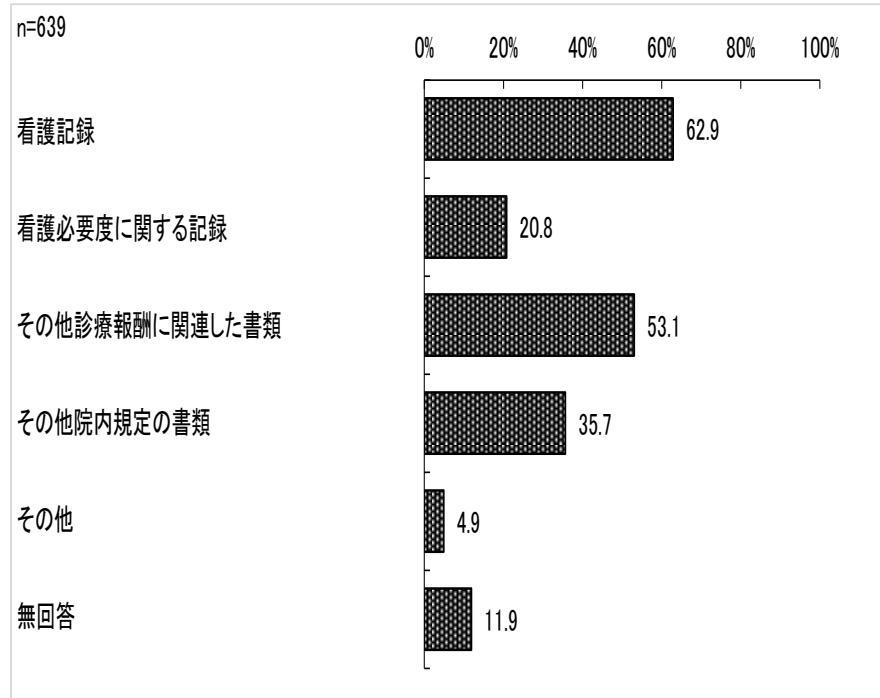
看護職員の業務負担の要因

- 看護職員の業務負担の要因は「看護記録等の書類」が多い。
- 記録のうち特に負担となっているのは、看護記録や診療報酬に関連した書類である。

■ 看護職員の業務負担の要因(回答は3つまで)(n=1161)



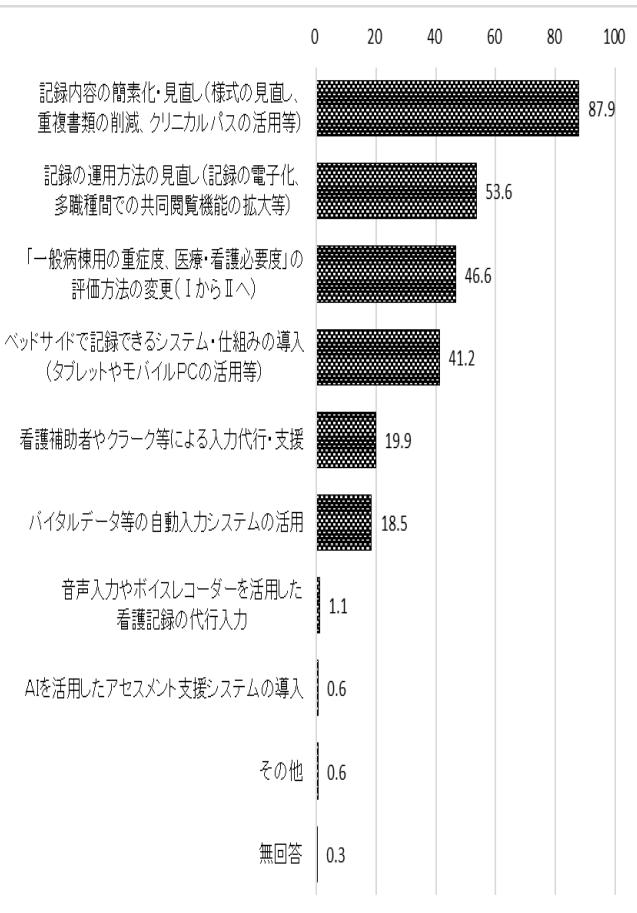
■ 負担となっている記録の内訳(複数回答)(n=639)



看護職員の記録等に係る負担軽減のための取組

- 看護記録に係る負担軽減のために多く実施されている取組は「記録内容の簡素化・見直し」であり、音声入力等を活用した代行入力や自動入力システムの活用も期待されている。

■ 看護記録に係る負担軽減のため実施している取組
(複数回答、n=908)



■ 看護記録に係る最も負担軽減に寄与している取組
(複数回答、n=908)



■ 看護記録に係る最も寄与すると思われる取組
(n=1,161)

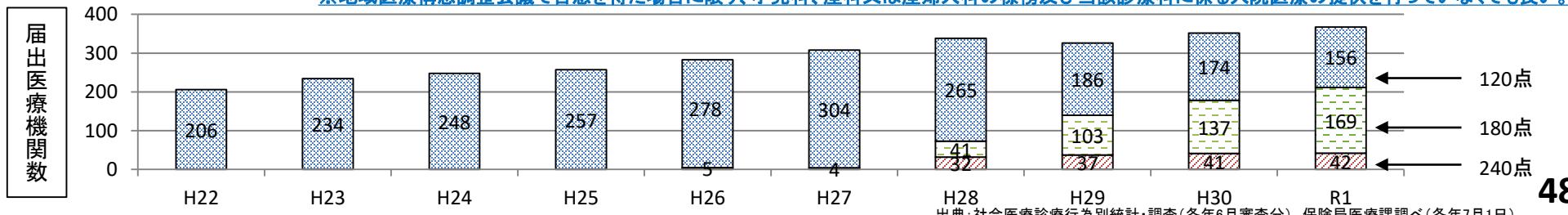


総合入院体制加算の概要①

- 十分な人員配置及び設備等を備え総合的かつ専門的な急性期医療を24時間提供できる体制及び医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制等を評価。

(1日につき／14日以内)	総合入院体制加算1 240点	総合入院体制加算2 180点	総合入院体制加算3 120点
共通の施設基準	- 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜(※)しそれらに係る入院医療を提供している - 全身麻酔による手術件数が年800件以上		
実績要件	ア 人工心肺を用いた手術:40件/年以上 イ 悪性腫瘍手術:400件/年以上 ウ 腹腔鏡下手術:100件/年以上 エ 放射線治療(体外照射法):4,000件/年以上 オ 化学療法:1,000件/年以上 カ 分娩件数:100件/年以上		
救急自動車等による搬送件数	上記の全てを満たす —	上記のうち少なくとも4つ以上を満たす 年間2,000件以上	上記のうち少なくとも2つ以上を満たす —
精神科要件	(共通要件) 精神科につき24時間対応できる体制があること 精神患者の入院受入体制がある 以下のいずれも満たす イ 精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算1の届出 ロ 精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者の入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上		
日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価	○	○	—
救急医療体制	救命救急センター又は高度救命救急センターの設置	2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置	2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置
一般病棟用重症度、医療・看護必要度の該当患者割合(A得点2点以上又はC得点1点以上)	必要度 I :3割5分以上 必要度 II :3割3分以上		
必要度 I :3割2分以上 必要度 II :3割以上			

※地域医療構想調整会議で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていなくても良い。



総合入院体制加算の概要②

再掲

- 施設基準に含まれる、医療従事者の勤務環境改善の取組に関する要件は、以下のとおり。

(1日につき／14日以内)	総合入院体制加算1 240点	総合入院体制加算2 180点	総合入院体制加算3 120点
病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。(中略)			
<p>ア 当該保険医療機関内に、<u>医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善</u>に関し、<u>当該病院に勤務する医療従事者の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者</u>を配置すること。</p> <p>イ 当該保険医療機関内に、<u>多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議</u>(以下この項において「委員会等」という。)を設置し、「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。また、<u>当該委員会等において、当該保険医療機関の管理者が年1回以上出席</u>すること。なお、当該委員会等は、当該保険医療機関における労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条に規定する安全衛生委員会等、既存の委員会を活用することで差し支えない。</p> <p>ウ イの計画は、<u>医療従事者の現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画</u>とすること。また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。</p> <p>エ イの計画には次に掲げる項目のうち少なくとも3項目以上を含んでいること。</p> <p>(イ) <u>外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組</u>(許可病床数が400床以上の病院では、必ず本項目を計画に含むこと。)</p> <p>(ロ) <u>院内保育所の設置</u>(夜間帯の保育や病児保育の実施が含まれることが望ましい。)</p> <p>(ハ) <u>医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減</u></p> <p>(二) <u>医師の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善</u></p> <p>(ホ) <u>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる研修を修了した看護師の複数名の配置及び活用による医師の負担軽減</u></p> <p>(ヘ) <u>院内助産又は助産師外来の開設による医師の負担軽減</u></p> <p>(ト) <u>看護補助者の配置による看護職員の負担軽減</u></p> <p>オ 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。</p>			

情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進

情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

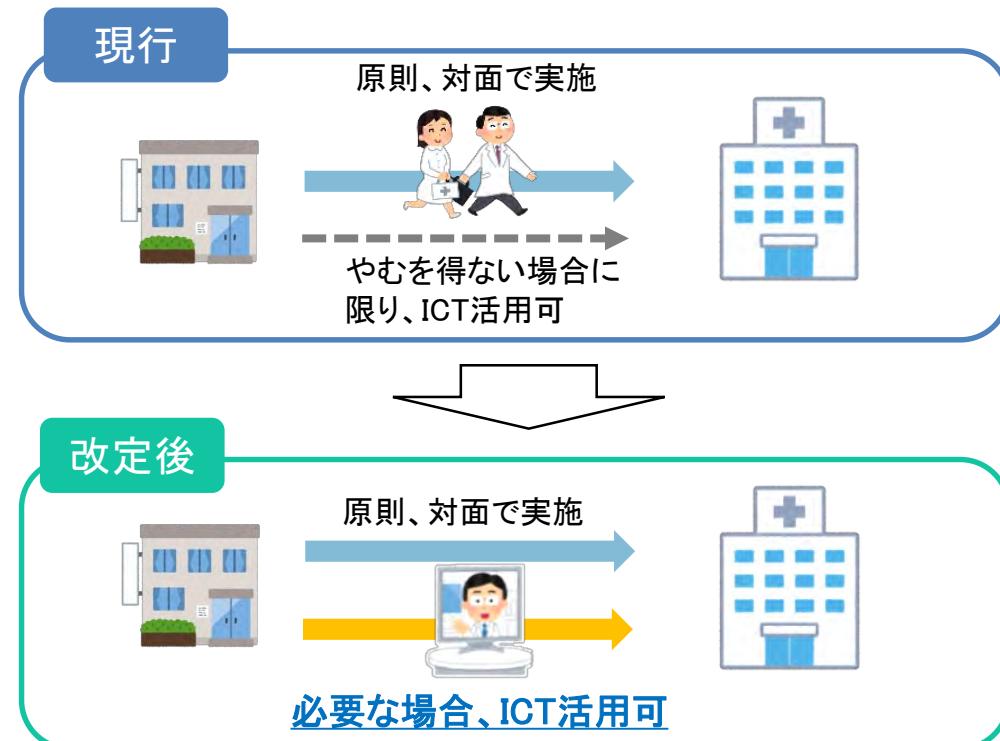
- 情報通信機器を用いたカンファレンスや共同指導について、日常的に活用しやすいものとなるよう、実施要件を見直す。



【対象となる項目】

- ・感染防止対策加算
- ・入退院支援加算1
- ・退院時共同指導料1・2 注1
- ・退院時共同指導料2 注3
- ・介護支援等連携指導料
- ・在宅患者訪問看護・指導料 注9
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料 注4
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス料
- ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料

(訪問看護療養費における在宅患者緊急時等カンファレンス加算及び退院時共同指導加算も同様)



医療機関における業務の効率化・合理化

➤ 医療機関における業務の効率化・合理化を促進する観点から、以下のような見直しを行う。

会議や研修の効率化・合理化

- | | | |
|------|--|---|
| 会議 | ▶ <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の責任者等で構成される会議等について、安全管理の責任者が必ずしも対面でなくてよいと判断した場合においては、ICTを活用する等の対面によらない方法でも開催可能とする。 |  |
| 院内研修 | ▶ <ul style="list-style-type: none"> ・<u>抗菌薬適正使用支援加算に係る院内研修</u>を院内感染対策に係る研修と併せて実施してよいことを明確化。 ・急性期看護補助体制加算等の<u>看護補助者に係る院内研修</u>の要件を見直す。 | |
| 院外研修 | ▶ <ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の<u>院内研修の指導者に係る要件</u>を見直す。 | |

記録の効率化・合理化

- | | |
|-------------|---|
| 診療録 | ▶ <ul style="list-style-type: none"> ・栄養サポートチーム加算注2等について、<u>栄養治療実施計画の写しを診療録に添付すれば良い</u>こととし、診療録への記載を、算定に当たっての留意事項として求めないこととする。 ・在宅療養指導料等について、<u>医師が他の職種への指示内容を診療録に記載</u>することを、算定に当たっての留意事項として求めないこととする。 |
| レセプト
摘要欄 | ▶ <ul style="list-style-type: none"> ・画像診断の撮影部位や算定日等について<u>選択式記載</u>とする。 |

事務の効率化・合理化

- 施設基準の届出について、様式の簡素化や添付資料の低減等を行う。
- 文書による患者の同意を要件としているものについて、電磁的記録によるものでもよいことを明確化する。



- 1) 医師の働き方改革に係る取組への評価について
 - ① 地域医療体制確保加算の新設
 - ② 勤務環境に特に配慮を要する領域への対応(当直等の負担軽減)
 - ③ 働き方改革に係る環境整備等の推進
 - ④ 多様な勤務形態の推進
- 2) タスクシェア・タスクシフトに対する評価について
- 3) 医療従事者の負担軽減等に対する評価について
- 4) その他(地域全体での取組み等)の評価について

働き方改革に関する地域全体での取組み等

夜間・早朝等加算 50点

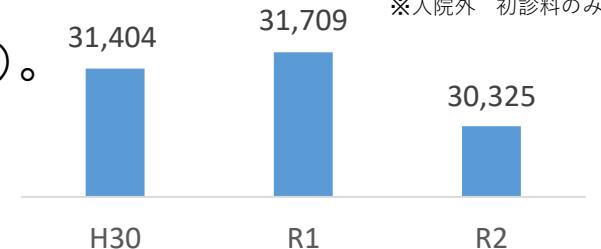
出典：NDBデータ

- 病院勤務医の負担の軽減を図るため、軽症の救急患者を地域の身近な診療所において受け止めることが進むよう、診療所の夜間・早朝等の時間帯における診療を評価するもの(平成20年度改定新設)。

【主な施設基準】

1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等

算定医療機関数（各年7月時点）¹⁾



院内トリアージ実施工料 300点

- 救命救急センターに患者が集中しない仕組みを推進するために、夜間、深夜、休日の救急外来受診患者に対し、患者の来院後速やかに院内トリアージを実施することを評価するもの(平成24年度改定新設)。

【主な施設基準】

院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること 等

算定医療機関数（各年7月時点）¹⁾



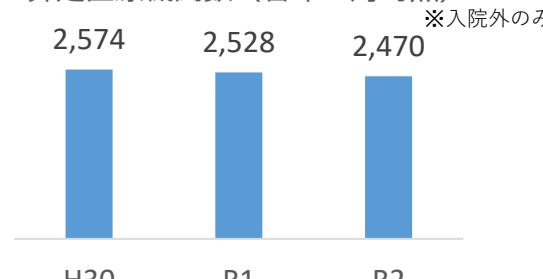
夜間休日救急搬送医学管理料 600点

- 二次救急医療機関における深夜、時間外、休日の救急搬送患者に対する外来での初期診療を評価するもの(平成24年度改定新設)。

【主な施設基準】

休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる第二次救急医療施設として必要な診療機能、専用病床、重症救急患者の受け入れに対応できる重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保 等

算定医療機関数（各年7月時点）¹⁾



➤ 保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、平成28年度から一定規模以上の保険医療機関について、定額の徴収を求めているところ。

- ① 特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院については、現行の選定療養の下で、定額の徴収を責務とする。
- ② 定額負担は、徴収する金額の最低金額として設定するとともに、初診については5,000円（歯科は3,000円）、再診については2,500円（歯科は1,500円）とする。
- ③ 現行制度と同様に、緊急その他やむを得ない事情がある場合については、定額負担を求めないこととする。その他、定額負担を求めなくても良い場合を定める。

[緊急その他やむを得ない事情がある場合]

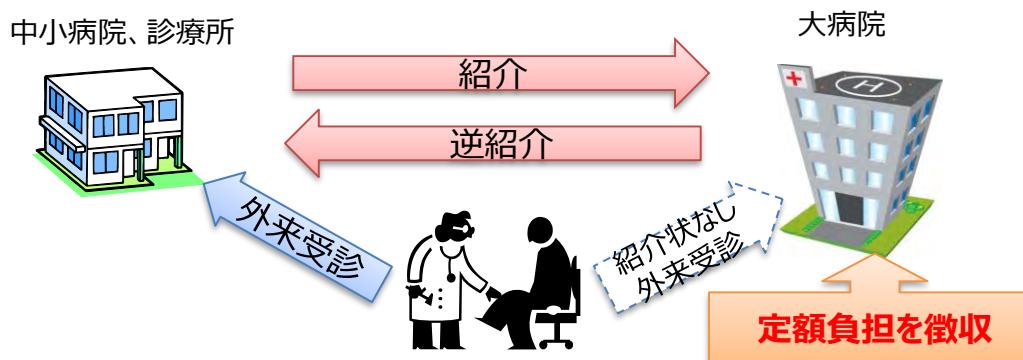
救急の患者、公費負担医療の対象患者、無料低額診療事業の対象患者、HIV感染者

[その他、定額負担を求めなくて良い場合]

- a. 自施設の他の診療科を受診中の患者
- b. 医科と歯科の間で院内紹介した患者
- c. 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった患者

等

➤ なお、一般病床200床以上の病院については、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、選定療養として特別の料金を徴収することができるようされている。



大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡充について

見直し案

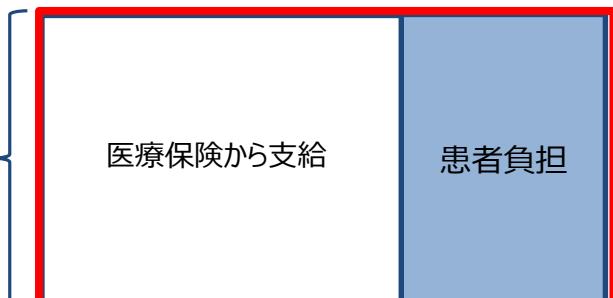
- 患者が安心して必要な医療機関を受診できる環境を作り、診察の待ち時間を減らすためには、患者自身が医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかること（上手な医療のかかり方）が必要。
- **日常行う診療はかかりつけ医機能を担う身近な医療機関で受け、必要に応じて紹介を受け**て、患者自身の状態にあった他の医療機関を受診し、**さらに逆紹介によって身近な医療機関に戻る**という流れをより円滑にするため、**現行の紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担（選定療養）**を以下のように見直してはどうか。
 - ①新たに設けられる「紹介患者への外来を基本とする医療機関」にも、**対象医療機関を拡大**する。
※一般病床 200 床以上のみ
 - ②**かかりつけ医機能を担う地域の医療機関を受診せず、あえて紹介状なしで大病院を受診する患者の初・再診については、一定額を保険給付範囲から控除**し、同額以上に定額負担の額を増額する。（例外的・限定的な取扱）
 - ※一定額の例：初診の場合、少なくとも生じる程度の額として2,000円
 - ※外来初診患者数全体に占める定額負担徴収患者の比率は、定額負担5,000～7,000円の場合は10.9%であるが、7,000円～10,000円の場合は5.3%
 - ③さらに、**大病院からかかりつけ医機能を担う地域の医療機関への逆紹介を推進するとともに、再診を続ける患者への定額負担を中心**に、**除外要件の見直し等**を行う。

外来機能分化に沿った受診

例外的・限定的な取扱

紹介状がある患者の場合 【療養の給付】

療養の給付
(診療報酬)



紹介状なし患者の場合 【選定療養】

定額負担（増額分）

定額負担（現行制度分）

医療保険から支給
(選定療養費※)

患者負担

※ 現行の算定額から一定額を控除した額を基準として選定療養費を支給

働き方改革の推進についての課題と論点

(働き方改革に係るこれまでの経緯)

- ・働き方改革については、2024年4月から、医師について時間外労働の上限規制が適用され、各医療機関は自らの状況を適切に分析し、労働時間短縮に計画的に取り組むことが必要となる。地域医療構想の実現に向けた取組や医師の偏在対策と連携しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくための、実効的な施策を講じていくこととされている。
- ・今般、改正医療法において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずることが定められ、令和6年4月1日に向け段階的に施行されることとなった。

(医師の働き方改革に係る取組への評価について)

- ・令和2年度改定において、地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関について、適切な労務管理等を実施することを前提として、入院医療の提供を評価した地域医療体制確保加算が新設された。

(タスクシェア・タスクシフトに対する評価について)

- ・勤務医負担軽減計画を策定し、医師の事務作業を補助する専従職員(医師事務作業補助者)を配置している等、病院勤務医の事務作業を軽減する取組を評価するため、平成20年度改定において、医師事務作業補助体制加算が新設され、その後順次評価の拡大・充実が図られてきた。
- ・また、医師の働き方改革を推進する観点から、特定行為研修修了者である看護師の配置及び活用の評価についても充実が図られてきた。

(医療従事者の負担軽減等に対する評価について)

- ・医療従事者の負担軽減等に対する評価として、例えば、看護職員の負担軽減を図るため、診療報酬では、平成22年度改定から、看護補助者の配置や夜間の看護体制を充実することに対して評価が行われている。
- ・平成30年度改定において、病院に勤務する医療従事者の勤務環境改善の取組がさらに進むよう、総合入院体制加算の要件となっている病院勤務医の負担軽減等の体制について、対象を病院に勤務する医療従事者全体に拡大し、取組内容を整理した。

(働き方改革に関連した地域全体での取組み等)

- ・病院勤務医の負担の軽減を図るため、軽症の救急患者を地域の身近な診療所において受け止めることが進むよう、平成24年度改定において、診療所の夜間・早朝等の時間帯における診療の評価を新設した。
- ・保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、平成28年度から一定規模以上の保険医療機関について、定額の徴収を求めており、今後、大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るために定額負担の拡充を行うこととしている。

【論点】

- 今般の改正医療法において長時間労働の医師の労働時間短縮のための措置等が整備されたことなど、これまでの医師をはじめとした医療従事者の働き方改革の取組や、これまでの診療報酬上の対応を踏まえ、働き方改革の推進に対する診療報酬の在り方について、どのように考えるか。